

徳島県環境白書

～令和6(2024)年度～



徳 島 県

データ・指標編

第1章 気候変動適応とくしま

第1節 気候変動に適応した防災・減災力の向上

(1) 徳島県治水及び利水等流域における水管理条例 (愛称：未来へ紡ぐ"OUR（あわ）の水"管理条例)（平成29年4月施行）

地球温暖化に伴う気候変動等により、今後発生が懸念される深刻な洪水や渇水だけでなく、流域の水に関する諸問題に対応するため、平成29年4月から「徳島県治水及び利水等流域における水管理条例」を施行しています。

(2) とくしま流域水管理計画（平成30年12月策定）

条例に基づき、水管理の基本となる様々な施策を総合的かつ計画的に推進するため、条例に示す5つの柱（治水、利水、水循環及び環境、災害対応、水教育）による施策を盛り込み、県の全域における30年先の将来像を描いた水管理の「羅針盤」となる「とくしま流域水管理計画」を平成30年12月に策定しました。

(3) 流域水管理行動計画

「とくしま流域水管理計画」に示す将来像「永久に続く、夢と希望が膨らむ『OUR（あわ）の水』社会」の実現に向け、流域単位で実施すべき具体的な取組や各々の役割分担を明確にする「流域水管理行動計画」の策定を進めています。

策定	計画名
令和元年度	大谷川流域水管理行動計画（鳴門市大麻町）
令和2年度	那賀川（仁宇・阿井）流域水管理行動計画（那賀郡那賀町）
	正法寺川流域水管理行動計画（板野郡藍住町）
令和3年度	広岡川流域水管理行動計画（海部郡海陽町）
令和4年度	明連川流域水管理行動計画（美馬市穴吹町）
	坂本川流域水管理行動計画（勝浦郡勝浦町）
令和5年度	河内谷川流域水管理行動計画（三好市三野町）

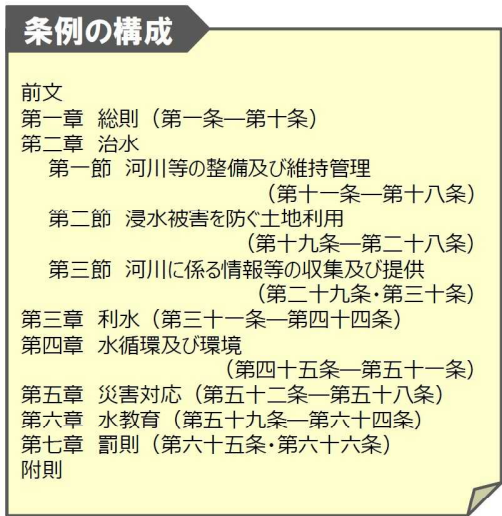


図 条例の構成

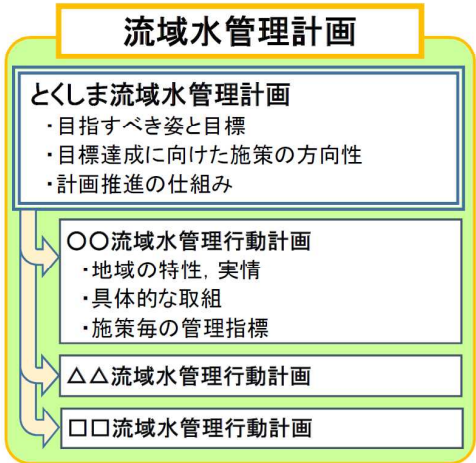


図 計画の体系

(4)「自立・分散型電源」の導入支援

気候変動の影響により、頻発化・激甚化する自然災害に対する適応策となる「自立・分散型電源」の普及促進のため、ワンストップサービスによる民間企業の取組支援をはじめ、補助金・貸付金等により「自立・分散型電源」導入の取組に対して支援を行います。

		R1	R2	R3	R4
「自立・分散型電源」導入 取組支援数（累計）	目標	創設	5	10	15
	実績	創設	5	10	

第2節 気候変動に適応した農林水産業の振興

(1) 高温耐性水稻品種「あきさかり」の作付面積の実績数値

水稻の登熟期の高温化により、コメの内部が白く濁る「白未熟粒」が発生しているため、高温による品質低下が少ない良食味な水稻品種「あきさかり」の導入を推進しました。

	H29	H30	R1	R2	R3	R4
作付面積（ha）	474	980	1,740	2,560	2,830	2,720

第3節 気候変動に適応した産業経済活動及び県民生活の安定

(1) 気候変動への適応に関する活動

気候変動適応に関する情報収集・提供や、研究機関等と連携した取組み等を通じ、県民に積極的に気候変動適応の普及啓発を行いました。

年度	実施内容
H28	・今後の気候変動より、今まで以上に県民生活に関する幅広い分野での影響が懸念されることから、できる限りリスクを低減するため、地域ごとの特性を踏まえた「気候変動適応戦略」を策定。
H29	・地域における気候変動の影響や対策について考えるワークショップを、環境省・中国四国地方環境事務所と共に開催。
H30	・気候変動の影響に適応できる農林水産業の新品種開発に取り組む現場を紹介するバスツアーを開催。 ・適応策をわかりやすく紹介したパネル展の展示の実施。
R元	・気候変動適応プラットフォーム（ホームページ）を構築し、適応策についての様々な情報を一元的に発信。 ・適応策普及啓発用の小冊子やしおりの作成。
R2	・気候変動対策推進計画（適応編）を策定し、緩和策との両輪で、県民総活躍による気候変動対策を推進。 ・オンラインを活用した適応策普及啓発の推進。
R3	・徳島県気候変動適応推進員等が気候変動に係る現場を取材し、適応策事例として徳島県気候変動適応センターホームページで発信

第2章 エシカルで環境対策

第1節 環境に配慮したエシカル消費の推進

(1) 令和5年度「消費者大学校大学院『エシカル消費コース』」開催状況

近年の複雑・多様化する消費者問題に対して、消費者自身の対処能力と消費者教育を行う指導力を身につけ、地域における消費者活動の指導者の育成を目的として、県民を対象とした「消費者大学校大学院『エシカル消費コース』」を開講しました。

年月日（配信期間）	講座名	入学者数
令和5年9月5日～令和5年10月3日 毎週火曜日 計5日間	消費者大学校大学院「エシカル消費コース」	17名

第2節 環境教育・環境学習の充実

(1) 環境首都とくしま創造センター(エコみらいとくしま)の概要

「環境首都とくしま」の実現を目指し、地球温暖化対策をはじめとした各種環境施策や環境活動を一元的にバックアップするとともに、環境学習や環境教育を総合的にサポートするための「産・学・民・官」の連携・協働による本格的な環境活動拠点として、平成22年4月に「環境首都とくしま創造センター（エコみらいとくしま）」を開設し、このセンターを中心に、県民総ぐるみによる環境活動や環境学習の推進に取り組んでいます。

開設時期	平成22年4月1日
開設場所	徳島市西新浜町2丁目3-102（平成29年4月22日移転）
面積・施設等機能	1階 事務室53.0m ² 、会議室109.0m ² 、エコカフェ36.0m ² 2階 会議室100.0m ² 駐車場50台分
特徴	・徳島県と特定非営利活動法人環境首都とくしま創造センターが協働で運営 ・「環境学習・教育機能」、「普及啓発機能」、「環境活動支援機能」、「地域交流機能」、「地域防災機能」の5つの機能を一箇所に集約して、環境活動連携拠点として移転し、パワーアップオープンした。 ・子どもから高齢者まで、すべての世代が、気軽に環境について学べることや、あらゆる方々が、環境を合い言葉に、「集い・語らい・共に行動する」ことができる場を目指す。
環境学習・教育機能 「学べる」	・とくしま環境首都学校を開設し、各種講座や体験型教室の開催。 ・出前授業の実施や環境アドバイザーの派遣。
普及啓発機能 「伝える」	・「地球温暖化防止」や「3R推進」等の啓発イベントの開催。 ・県内各地における移動パネル展の実施。
環境活動支援機能 「拡がる」	・環境普及啓発グッズや教材の貸出。 ・産・学・民・官が協働で実施する様々な環境活動の助言等、幅広く支援。
地域交流機能 「集まる」	・環境団体の研修会等に使用できる会議室貸出。 ・県民が気軽に交流できるオープンスペース「エコカフェ」の設置。
地域防災機能 「備える」	・大規模災害発生時の一時避難所としてのスペースを確保。 ・一時避難所として防災用品の備蓄。
地球温暖化防止活動推進センター機能	本県における地球温暖化防止に関する「啓発・広報活動」、「調査・分析活動」「情報提供」「民間団体の活動支援」等を総合的に支援 ・地球温暖化防止活動推進員等の活動支援 ・家庭部門や民生業務部門での温室効果ガス削減活動を支援 ・「クリーンエネルギーの導入」「低炭素交通システムの推進」「カーボンオフセットの推進」等の活動支援 ※地球温暖化対策推進法に基づき、地球温暖化対策に関する普及啓発等の推進主体として「特定非営利活動法人環境首都とくしま創造センター」を地域・地球温暖化防止活

	動推進センターに指定。
気候変動適応センター機能	気候変動のリスクの低減やプラス面の効果的な活用を強力に推進するため、地域の気候変動に関する情報の収集、普及啓発等を実施。 ・気候変動適応に関する情報の収集、整理分析及び提供 ・国立環境研究所及び県内の研究機関等との情報共有 ・県民や事業者への普及啓発 ※気候変動適応法に基づき、気候変動適応に関する情報収集及び普及啓発等の推進主体として、「特定非営利活動法人環境首都とくしま創造センター」を地域気候変動適応センターに指定。

(2) 自然観察会等の実施状況

環境保全に対する県民意識を高め、環境保全活動への参加を促していくためには、長期的な視野に立った環境教育や環境学習の推進が必要です。本県では、県民・事業者・行政が連携・協働して環境学習を総合的・体系的に進めるため、「徳島県環境学習推進方針～とくしま環境学びプラン～」を平成17年12月に策定しました。佐那河内いきものふれあいの里は、指定管理者であるNPO法人大川原が自然観察指導員による自然環境学習を実施しています。その内容としては、野鳥の観察会、低山ハイキング、動植物の観察など様々なメニューがあります。また、小中学校や民間団体などに対する環境学習も行っています。

学習内容	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数
自然観察会	31	247	13	115	25	106	22	180	22	272
団体等観察会	12	421	7	140	4	153	10	289	15	312
計	43	668	20	255	29	259	32	469	37	584

(3) 令和5年度徳島県環境アドバイザー派遣状況

環境に関する専門家を環境アドバイザーとして任命し、県民や事業者の皆さんが自主的に実施する講演会や学習会、地域活動などに派遣しています。令和5年度は57名の方を環境アドバイザーとして任命し、106回派遣しました。

令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数
88	2,377	53	1,365	50	1,122	107	4,978	106	4,088

(4) 令和5年度とくしま環境学講座開催状況

環境首都とくしまの実現に向け、産学民官が連携・協働し、県民総ぐるみで環境活動に取り組むため、その主体となる、環境に関する高い意識と行動規範・実践力を持つ人材を養成するため、県民を対象とした「とくしま環境学講座」を開講しました。

講座名	参加者数
とくしま環境学講座「親子環境学習」	240名
とくしま環境学講座「環境学習出前授業」	4,252名

第3節 環境に配慮した持続可能な事業活動の推進

(1) エシカル農産物の栽培面積

持続性の高い生産方法で栽培される「GAP認証取得農産物」、「有機農産物」、「エコファーマー生産農産物」を「とくしまエシカル農産物」として位置づけ、環境負荷を低減した農業を推進しています。

	H29	H30	R1	R2	R3	R4
エシカル農産物の栽培面積	1,415ha	1,460ha	1,531ha	1,711ha	1,787ha	1,953ha

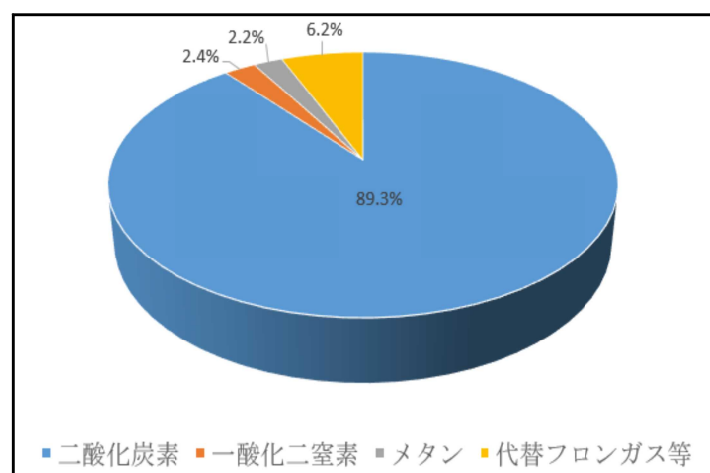
第3章 地域に根ざすクリーンエネルギー

第1節 新次元の温室効果ガス削減

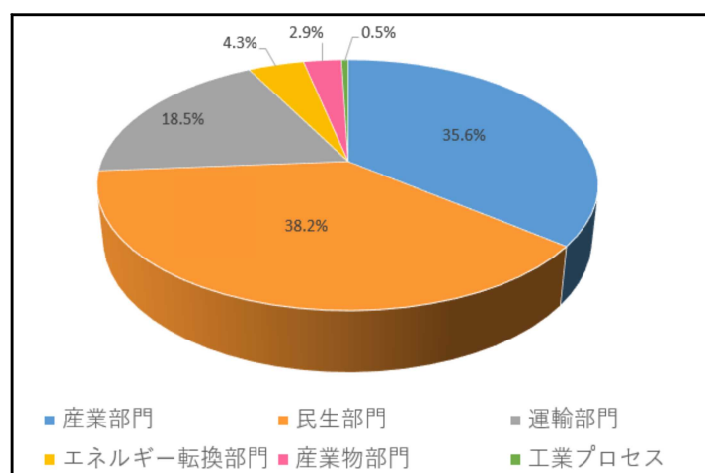
(1) 温室効果ガス・二酸化炭素排出量の内訳

東日本大震災以降、原子力発電所の稼働問題や停止による「全国的なエネルギー不足の発生」、エネルギー確保のための「火力発電所の増出力」などによるエネルギー起源CO₂排出量の増加が及ぼす地球環境への影響が懸念されています。また、世界的にもIPCC（気候変動に関する政府間パネル）報告書では、「人間活動」を温暖化の主要な要因としており、このままでは平均気温・海水面の上昇、さらに異常気象の頻発化が危惧されると、地球温暖化対策は世界共通の課題となっています。

温室効果ガス排出量の内訳（2021年度）



二酸化炭素排出量の内訳（2021年度）



民生部門…家庭系（一般家庭）、事業系（オフィス等）
運輸部門…自動車、鉄道、船舶、航空機
産業物部門…廃棄物の焼却
エネルギー転換部門…電気事業とガス事業の自家消費
工業プロセス…生石灰製造工程等
※四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。

（２）「徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例（愛称：すだちくん未来の地球条例）」 （H29年 1 月施行）

脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、気候変動対策に関する基本方針の策定その他必要な事項を定めることにより、県、県民、事業者等が相互に連携し、一体となって気候変動対策の推進を図り、もって将来の県民に良好な環境を継承することを目的としています。

- 家庭生活、事業活動等に係る気候変動対策
- 再生可能エネルギーの利用等による気候変動対策
- 各種計画書の義務づけ など

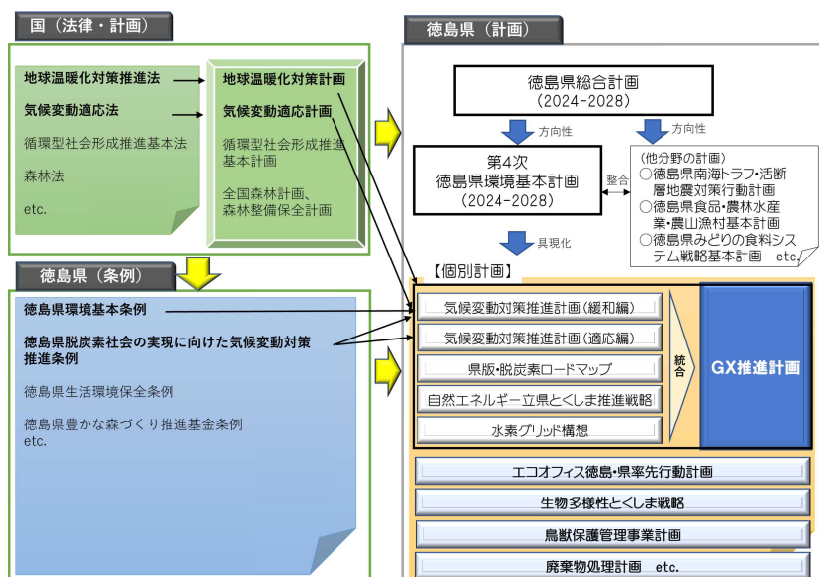
条例の構成

- 第1章 総 則
- 第2章 気候変動対策に関する基本方針等
- 第3章 気候変動の緩和に係る対策
 - 1 県民生活に係る対策
 - 2 再生可能エネルギー等に係る対策
 - 3 森林等による吸収作用の保全等に係る対策
 - 4 フロン類の排出の抑制等に係る対策
- 第4章 気候変動への適応に係る対策
 - 1 気候変動への適応に関する基本的施策
 - 2 県民等の理解の促進等及び調査研究
- 第5章 環境教育等の推進
- 第6章 先導的な技術の活用及び先駆的な取組の実施等
- 第7章 雑則
- 第8章 罰則

（３）徳島県GX推進計画（令和 6 年 3 月策定）

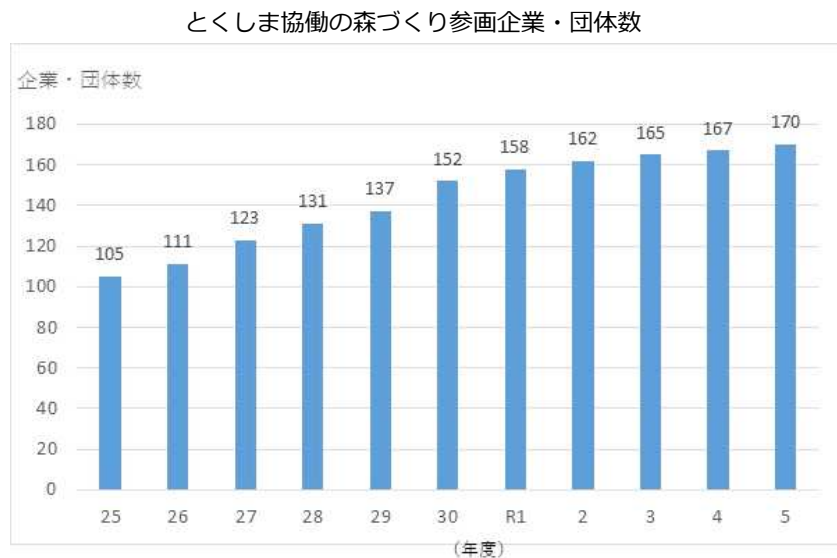
地球温暖化対策推進法第21条第3項に基づき、国が策定した「地球温暖化対策計画」に即して、本県の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等の施策を総合的かつ計画的に推進するために策定しました。

また、「徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例」第8条に基づく「基本方針」や、「徳島県環境基本条例」第27条に基づく「行動指針」、気候変動適応法第 12 条に定める「地域気候変動適応計画」等としても位置づけます。



(4) とくしま協働の森づくり参画企業・団体数の推移

県民・企業・団体による「とくしま協働の森づくり事業」により、森林づくり活動を通じた環境保全や気候変動対策への意識の醸成に取り組んでいます。



(5) 温室効果ガス総排出量の目標及び実績数値

環境に配慮した事業活動を行うことで市町村・事業者の同様な行動を誘発することが期待できるとの認識のもと、自らの事務・事業に伴う環境への負荷の低減に向けた具体的な取組み・目標等を定めた「エコオフィスとくしま・県率先行動計画」（第1次計画：平成8年9月、第2次計画：平成12年8月、第3次計画：平成17年4月、第4次計画：平成22年3月、第5次計画：平成27年3月、第6次計画：令和2年3月、第7次計画：令和6年3月）を策定・推進しています。

基準年度実績（H25）	実績数値		基準年比	R5年度目標
49,325 t -CO ₂	R5	27,583 t -CO ₂	-44.1%	基準年度から40%削減

(注)

- 1 温室効果ガス総排出量は、県の事務・事業に伴う電気や燃料使用量に係る二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素の排出量及びHFC（ハイドロフルオロカーボン）の各排出量に、温暖化係数を乗じて算定。
- 2 電気使用量の排出係数は、基準年度は平成25年度の四国電力株式会社の基礎排出係数0.699を使用し、R3 ? 実績はR5年度の同社の基礎排出係数0.370を使用。

(6) 第6次計画の重点的な取組項目の目標及び実績数値

重点的な取組項目	基準年度実績	実績数値		基準年度比	R5年度目標
①用紙類使用量	9,541万枚	R5	9,313万枚	-2.4%	基準年度から10%削減
②上水道使用量	672千m ³	R5	563千m ³	-16.2%	基準年度から10%削減
③電気使用量	56,851千kWh	R5	59,333千kWh	4.4%	基準年度から5%削減
④公用車の燃料使用量	1,285kL	R5	831kL	-35.3%	基準年度から20%削減
⑤エネルギー供給施設等の燃料使用量	1,824kL	R5	989kL	-45.8%	基準年度から50%削減
⑥廃棄物中廃棄処分量	1,522t	R5	1,370t	-10.0%	基準年度から10%削減
⑦廃棄物中資源ごみ量	720t	R5	608t	-15.6%	基準年度から10%削減
⑧再資源化率	89.6%	R5	72.1%	-	100%

(注)

- 1 用紙類使用量は、プリンタ（コピー用紙等を含む）用紙及び罫紙・立案用紙の量。
- 2 公用車の燃料使用量には、船舶及びヘリコプターの燃料使用量は含まない。
- 3 エネルギー供給施設等の燃料使用量は、ボイラーやガス機器等に使用する重油やガスなどの使用量。
- 4 再資源化率は、廃棄物中資源ごみ量のうち、再資源化された割合。

(7) 令和5年度環境物品等の調達実績の概要

徳島県グリーン調達等推進方針に基づく令和5年度の調達実績については、12分野で目標を達成した一方、価格や規格等の理由から目標を達成できなかった分野もありました。

分 野	調達目標	調達率
紙類	100%	100%
文具類	100%	99%
オフィス家具等	100%	97%
OA機器	100%	100%
家電製品	100%	99%
エアコンディショナー等	100%	100%
温水器等	100%	100%
照明	100%	100%
自動車（※1）	100%	99%
消火器	100%	100%
制服・作業服	100%	82%
インテリア・寝装寝具	100%	100%
作業手袋	100%	100%
その他繊維製品	100%	100%
設備（※2）	100%	100%
役務	100%	99%
防災備蓄用品	100%	100%
移動電話	100%	100%

（※1）自動車のほかITS対応車載器、タイヤ、エンジン油を含む。

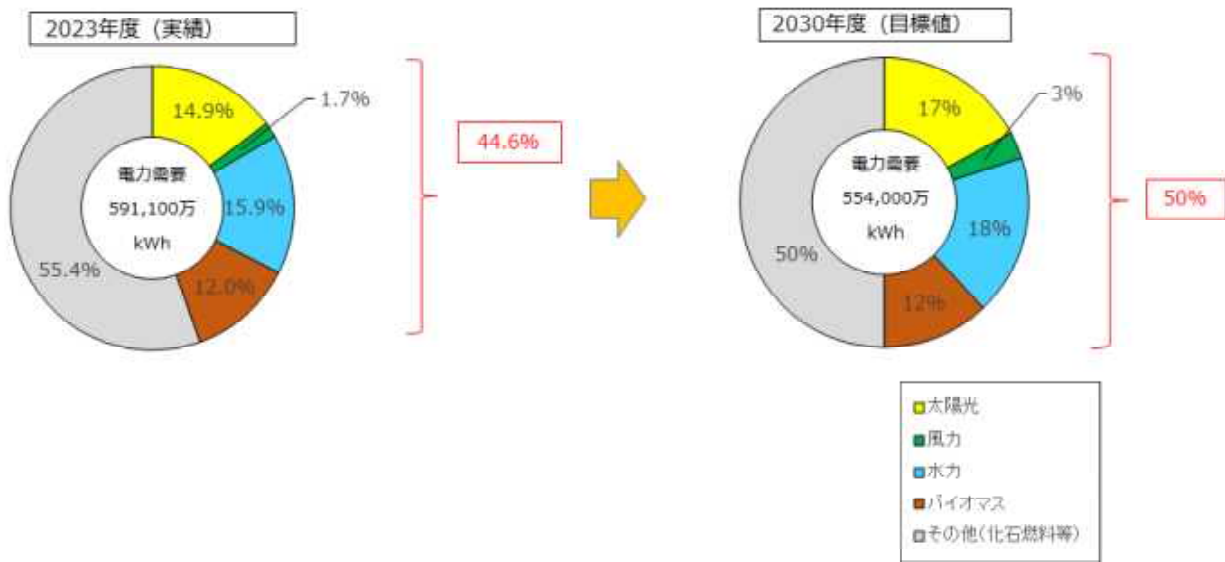
（※2）太陽光発電システム、節水機器、日射調整フィルムの導入

第2節 クリーンエネルギー導入の推進

(1) クリーンエネルギー導入目標

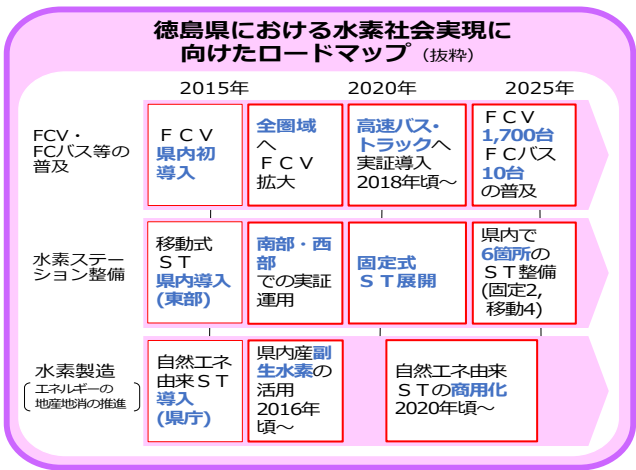
SDGsやパリ協定に沿った世界各国の脱炭素化への取組みの加速、我が国でのクリーンエネルギーの主力電源化など、クリーンエネルギーを取り巻く急激な情勢の変化に対応するため、令和元年7月、新たに「自然エネルギー立県とくしま推進戦略～脱炭素社会の実現へ！～」を策定しました。

この目標の達成に向けて、産学官金が連携し、クリーンエネルギー導入を着実に推進していきます。



(2) FCV、FCバス導入目標・水素ステーション整備目標

本県の2030年における水素社会を展望した「ロードマップ」をはじめ、エネルギーの「地産地消」に向けた施策展開や、災害時における「非常用電源」としての活用方針などを盛り込んだ「徳島県水素グリッド構想」を平成27年10月に策定しました。



	2025年	2030年
FCV	1,700台	3,600台
FCバス	10台	20台
水素ステーション	6箇所	11箇所

第3節 クリーンエネルギー関連産業の創出と振興

(1) 自然エネルギーを活用した農村の活性化

本県の農山漁村地域に潜在している再生可能エネルギーを活用できる「ポテンシャルの高い土地改良施設」を用いた発電施設の導入支援に取り組み、農村地域でのエネルギーの地産地消を進め、持続可能な農村地域の実現を図ります。

指 標	令和5年度
土地改良施設等を活用した自然エネルギー利用発電施設の導入地区数（累計）	12地区

第4章 好循環社会とくしま

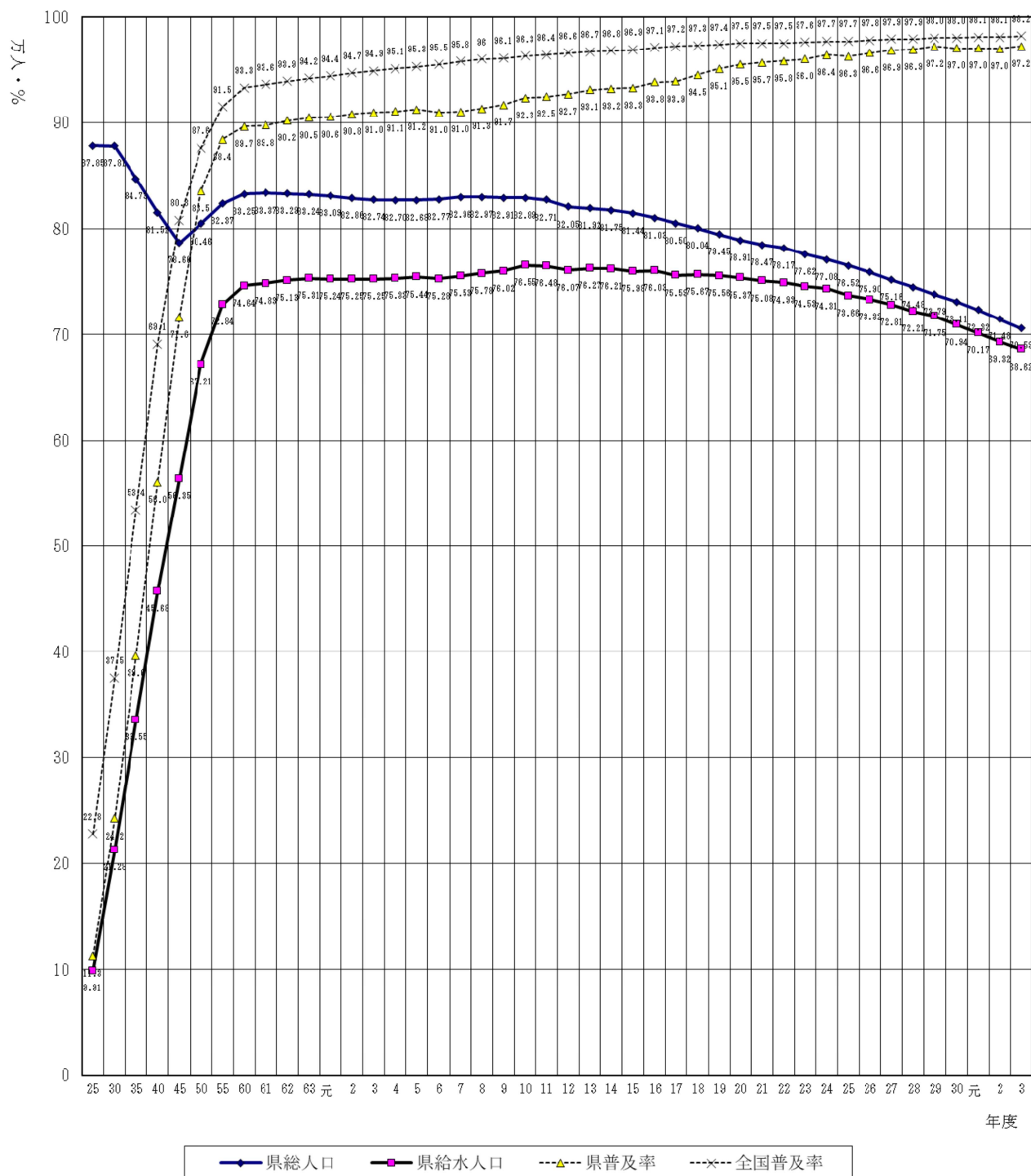
第1節 水資源、大気環境、土壌環境・地盤環境の保全

○水資源

(1) 給水人口及び普及率推移曲線

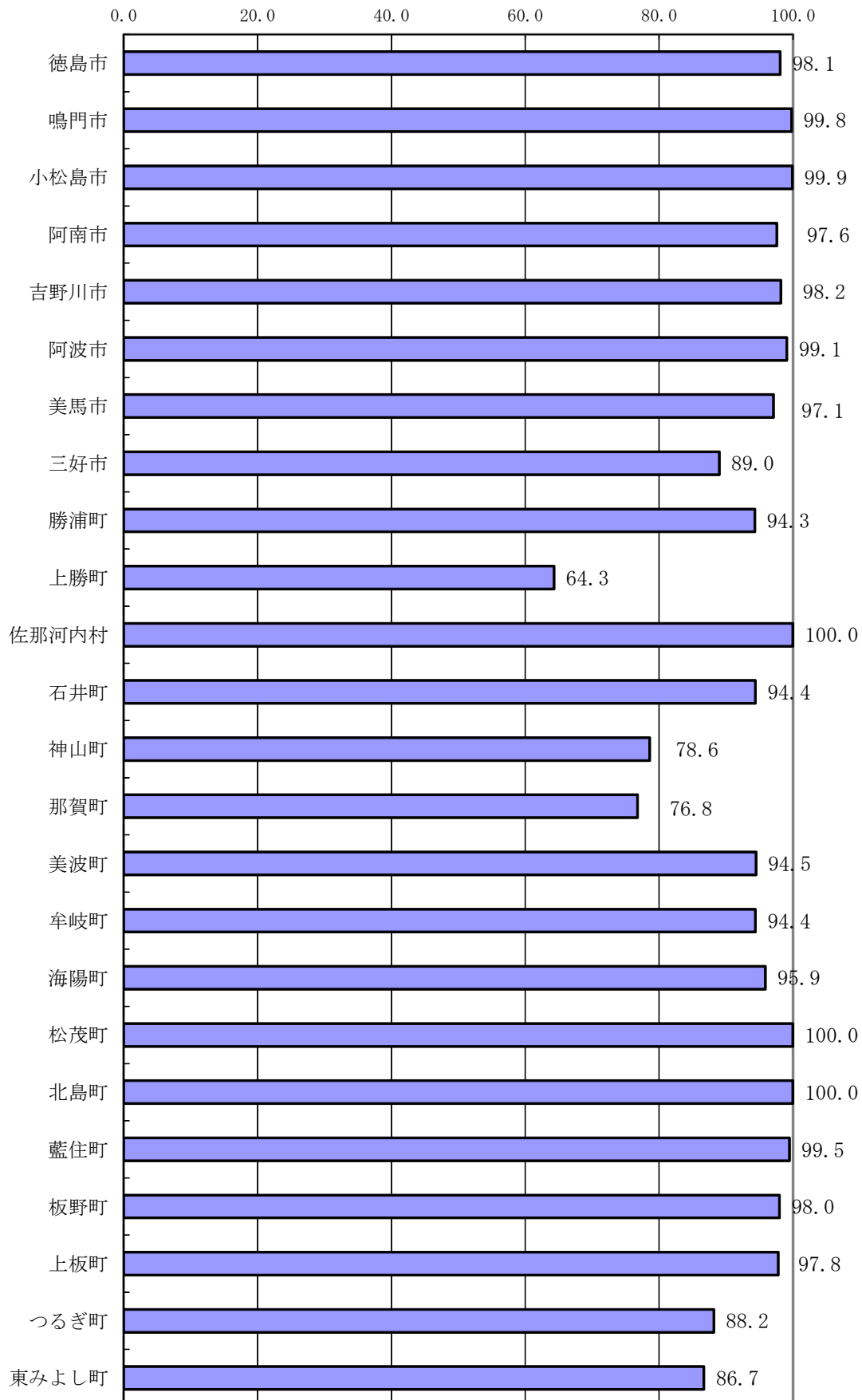
本県の水道普及状況は、昭和50年以降伸びが鈍化しており、最近ではわずかな増加となり、令和3年度末現在、普及率97.2%に達しています。

市町村別普及率は、平坦部の市町村は普及率が高くなっています。



(2) 市町村別水道普及率

県平均97.2% (令和4年3月31日現在)



(3) 近年における徳島県渇水対策本部の設置実績

地下水と河川からの表流水については、水道水のみならず、農業・工業用水としても活用されており、本県の産業にとってなくてはならないものとなっていますが、本県では、降水量の多い時期が偏っている上、地形が急峻であるなど、水利用について厳しい条件を有していることから、たびたび渇水に見舞われています。渇水によって、生活や経済活動に被害が生じる恐れがある場合、渇水対策本部を設置し、関係機関と連携して、渇水に関する情報の交換や対策の調整等を図り、節水に関する啓発や緊急用水の確保などの取組を行っています。

表 近年における徳島県渇水対策本部の設置実績

年 度	設 置 期 間
平成21年度	H21.5.29～H21.8.10 (74日間)
平成23年度	H23.4.15～H23.5.14 (30日間)
平成25年度	H25.5.21～H25.6.26 (37日間) H25.8.7 ～H25.9.4 (29日間)
平成26年度	H26.4.28～H26.5.23 (26日間)
平成28年度	H28.8.23～H28.9.21 (30日間)
平成29年度	H29.4.4 ～H29.9.19 (169日間)
令和元年度	H31.4.16 ～R1.9.22 (160日間)
令和3年度	R4.3.4 ～R4.3.31現在設置中

(4) 令和5年の赤潮発生状況

本県沿岸における赤潮の発生件数については、平成元年以降概ね年間10件未満の低い水準にあります。令和5年の赤潮発生件数は6件、発生海域別では播磨灘海域で4件、紀伊水道海域で2件でした。

番号	発生期間	日数	発生海域	赤潮構成種名	漁業被害	最高細胞数 (cells/mL)
1	1/31～2/14	15	板野郡松茂町から小松島市和田島町にかけての沿岸域	ユーカンピア ソディアクス	無	573
2	3/8～3/14	7	鳴門市北灘町沿岸	ノクチルカ シンチランス	無	48
3	6/7～7/6	30	鳴門市ウチノ海	プロロセントラム デンタタム	無	4,650
4	6/27～7/4	8	阿南市椿泊湾	ヘテロシグマ アカシオ	無	1,550
5	7/20～8/4	16	鳴門市ウチノ海	カレニア ミキモトイ	有	33,817
6	10/13～10/18	6	鳴門市北灘町沿岸	ノクチルカ シンチランス	無	68

(5) 赤潮の発生件数及び被害件数の推移

年 次	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
発生件数	2	2	2	4	2	3	7	5	5	1	8	5	3	6
被害件数	0	1	1	1	0	0	0	1	0	0	2	3	0	1

(6) 令和5年度末 汚水処理人口普及状況

令和5年度末の汚水処理施設の人口普及率は、全国平均の93.3に対して、本県は68.5となっています。なお、市町村別の普及状況は、佐那河内村が96.0と最も整備が進んでおり、次いで徳島市85.7、松茂町80.9の順になっています。

処 理 施 設 名	全 国		徳 島 県		備 考
	普及人口 (千人)	普及率 (%)	普及人口 (千人)	普及率 (%)	
下水道	101,279	81.4	138	19.5	
農業集落排水施設等	2,938	2.4	19	2.7	漁集・林集を含む
合併処理浄化槽	11,772	9.5	323	45.8	
コミュニティ・プラント	154	0.1	3	0.5	
計	116,144	93.3	483	68.5	
総人口	124,483		705		

(注) 四捨五入を行っているため、合計が合わないことがある。

(7) 令和5年度末 市町村別 汚水処理人口普及状況

市町村名		住民基本 台帳人口 (人)	汚水処理施設		下 水 道		農業集落排水等		合併処理浄化槽		コミュニティ・プラント	
			処理人口 (人)	普 及 率 (%)	処理人口 (人)	普 及 率 (%)	処理人口 (人)	普 及 率 (%)	処理人口 (人)	普 及 率 (%)	処 理 人 口 (人)	普 及 率 (%)
1	徳島市	245,618	210,441	85.7	76,029	31.0	0	0	134,412	54.7	0	0
2	鳴門市	53,549	28,008	52.3	6,338	11.8	0	0	21,336	39.8	334	0.6
3	小松島市	35,012	14,918	42.6	0	0	0	0	14,918	42.6	0	0
4	阿南市	68,519	33,140	48.4	4,688	6.8	2,820	4.1	24,529	35.8	1,103	1.6
5	吉野川市	37,953	28,871	76.1	20,056	52.8	2,009	5.3	6,806	17.9	0	0
6	阿波市	34,597	22,111	63.9	0	0	2,119	6.1	19,992	57.8	0	0
7	美馬市	26,561	14,262	53.7	2,596	9.8	2,288	8.6	9,378	35.3	0	0
8	三好市	22,633	15,277	67.5	0	0	473	2.1	14,804	65.4	0	0
9	勝浦町	4,657	2,937	63.1	0	0	574	12.3	2,316	49.7	47	1.0
10	上勝町	1,368	721	52.7	0	0	0	0	721	52.7	0	0
11	佐那河内村	2,133	2,048	96.0	0	0	1,640	76.9	408	19.1	0	0
12	石井町	24,753	16,053	64.9	471	1.9	0	0	15,582	62.9	0	0
13	神山町	4,735	2,472	52.2	0	0	0	0	2,472	52.2	0	0
14	那賀町	7,175	5,202	72.5	0	0	2,742	38.2	2,460	34.3	0	0
15	牟岐町	3,516	2,409	68.5	0	0	0	0	2,409	68.5	0	0
16	美波町	5,831	2,977	51.1	1,144	19.6	210	3.6	1,623	27.8	0	0
17	海陽町	8,291	5,649	68.1	2,740	33.0	835	10.1	2,074	25.0	0	0
18	松茂町	14,482	11,723	80.9	5,005	34.6	1,610	11.1	4,362	30.1	746	5.2
19	北島町	23,606	14,674	62.2	4,289	18.2	0	0	9,129	38.7	1,256	5.3
20	藍住町	35,349	23,303	65.9	4,533	12.8	0	0	18,770	53.1	0	0
21	板野町	12,914	8,031	62.2	4,862	37.6	0	0	3,169	24.5	0	0
22	上板町	11,205	7,359	65.7	0	0	1,050	9.4	6,309	56.3	0	0
23	つるぎ町	7,531	4,036	53.6	1,928	25.6	417	5.5	1,691	22.5	0	0
24	東みよし町	13,300	6,532	49.1	2,855	21.5	0	0	3,677	27.6	0	0
徳島県 計		705,288	483,154	68.5	137,534	19.5	18,787	2.7	323,347	45.8	3,486	0.5

(8) 水源かん養機能の保全のための保安林 (単位ha)

森林が持つ水源かん養機能の維持・向上を図るため、水源かん養保安林の指定拡充を行うなど、水源林の適切な保全・管理を推進しています。

事業名	令和4年度までの実績		令和5年度		保安林の 現況
	種別	面積	指定	解除	
保安林等整備管理 事業	水源かん養	99,715	155	—	99,870
	干害防備	230	—	—	230
	計	99,945	155	—	100,100

(9) 水源かん養機能の保全のための治山事業

事業名	令和5年度	
	箇所	面積(ha)
保安林総合改良事業	11	113.1
流域保全総合治山事業	4	46.4
計	15	159.5

(10) 令和6年度測定計画の概要

水質汚濁防止法第16条の規定に基づき、毎年本県の公共用水域の水質の測定に関する計画を、国土交通省及び関係市町と協議し、環境審議会の答申を得て作成しています。

区 分	水 質			底 質		
	河川	海域	計	河川	海域	計
河川・海域数 (類型指定水域数)	37 (26)	9 (11)	46 (37)	6	1	7
測定地点数 (環境基準点数)	75 (26)	31 (25)	106 (51)	10	1	11

(11) 令和5年度の生活排水対策実践活動実施状況

徳島県生活排水対策推進要綱（平成10年4月1日施行）を制定するとともに、県と市町村の生活排水対策担当職員で構成する生活排水対策推進協議会を設置し、各種活動を実施しています。

市町村	啓発人数等	活 動 内 容
徳島市	936人	水質検査や講話
阿南市	104人	実践活動及びアンケート
三好市	12人	排水終末処理場見学
東みよし町	9人	処理施設見学

(12) 令和5年度のみんなで水質汚濁を考える教室実施状況

家庭からの生活排水が河川の水質に及ぼす影響について講義や実習を通して学び、生活排水を身近な環境問題として意識づけることを目的として、小・中学生等を対象に「みんなで水質汚濁を考える教室」を実施しています。

対 象		内 容
鳴門市第一小学校	4年生 62人	川の役割や水辺環境についての講義、川の水や模擬生活排水の水質検査、実習

(13) 令和5年度の汚水処理施設の普及啓発活動状況

下水道及び合併処理浄化槽の普及や適正な維持のための普及啓発活動を実施しています。

啓 発 項 目	活 動 内 容
街頭キャンペーン	「下水道の日」や「浄化槽の日」に徳島駅前や量販店などでチラシ、啓発グッズ等を配布（7箇所）
出前講座 「汚水はどこへ」	小学生等を対象にした副読本を作成し、汚水処理のしくみや役割等についての講座を開催（19校）
汚水処理パネル展	県下各地で、汚水処理の「意義」や「大切さ」を啓発するパネル展の実施（5箇所）
コンクール	小・中学生を対象に、「浄化槽ポスターコンクール」及び「下水道標語コンクール」の実施

(14) 下水道事業の実施状況

下水道は生活環境の改善や公共用水域の水質保全の役割をもつ基幹的な都市施設です。

①公共下水道

事業 主体	処理 区名	事業 着手 年度	供用 開始 年度	計 画 処 理区域 (ha)	計画処理 人口(人)	処 理 場 計 画			
						処 理 方 式	日最大汚水量 (m ³ /日)	流入水質 (BOD:mg/L)	放流水質 (BOD:mg/L)
徳島市	中央	S23	S37	993	60,000	回転生物接触	63,300	200	15以下
	北部	S23	H10	1,803	94,000	標準活性汚泥 + ステップ流入式2段 硝化脱窒	64,700	200	15以下
鳴門市	旧吉野川	H13	H21	651	18,742	③流域下水道参照	—	—	—
阿南市	打樋川	H11	H22	676	17,200	オキシデーションディッチ	9,810	170	15以下
	平島	H6	—	277	6,650	オキシデーションディッチ	3,781	180	15以下
吉野川市	中央	S51	H4	746	14,350	オキシデーションディッチ	6,460	188	15以下
美波町	日和佐	H11	H16	76	1,800	嫌気好気ろ床	1,203	190	15以下
松茂町	旧吉野川	H13	H21	425	12,800	③流域下水道参照	—	—	—
北島町	旧吉野川	H13	H21	627	23,300	③流域下水道参照	—	—	—
藍住町	旧吉野川	H13	H21	254	9,800	③流域下水道参照	—	—	—

② 特定環境保全公共下水道

事業 主体	処理 区名	事業 着手 年度	供用 開始 年度	計画 処理 区域 (ha)	計画処理 人口 (人)	処 理 場 計 画			
						処 理 方 式	日最大汚水量 (m³/日)	流入水質 (BOD:mg/L)	放流水質 (BOD:mg/L)
徳島市	丈六	H24	H24	19	1,800	長時間エアレーション	450	257	15以下
	しらさぎ台	H24	H25	56	3,000	長時間エアレーション	855	223	15以下
	竜王	H24	H26	20	1,800	長時間エアレーション	603	189	15以下
吉野川市	川島	H12	H18	69	1,490	長時間エアレーション	940	147	15以下
	川田	H10	H16	118	2,200	長時間エアレーション	1,430	142	15以下
美馬市	穴吹	H9	H15	95	2,500	オキシデーションディッチ	1,300	180	15以下
海陽町	浅川	H7	H12	48	450	オキシデーションディッチ	235	180	15以下
	海部	H6	H19	33	630	土壌被覆型 礫間接触酸化法	331	180	15以下
	穴喰	H16	H20	61	960	オキシデーションディッチ	582	170	15以下
板野町	旧吉野川	H14	H21	203	5,300	③流域下水道参照	—	—	—
つるぎ町	貞光	H12	H20	89	2,200	嫌気好気ろ床	1,400	180	15以下
東みよし町	三好	H10	H15	117	3,000	オキシデーションディッチ	1,910	180	15以下

※徳島市の3処理区については、民間等が設置し市において管理していた施設を、下水道施設として位置づけた年度

③ 流域下水道

事業 主体	処理 区名	事業 着手 年度	供用 開始 年度	計画処 理区域 (ha)	計画処理 人口 (人)	処 理 場 計 画			
						処 理 方 式	日最大汚水量 (m³/日)	流入水質 (BOD:mg/L)	放流水質 (BOD:mg/L)
徳島県	旧吉野川	H12	H21	1,415	46,343	嫌気無酸素好気法	30,400	175	15以下

関連市町：徳島市、鳴門市、松茂町、北島町、藍住町、板野町

(15) 農業・林業・漁業集落排水事業の実施状況

農業集落排水施設は、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持、農村生活環境の改善を図り併せて、公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水・汚泥及び雨水を処理する施設です。

林業集落排水施設は、山村の生活環境の改善を図るとともに、山村及びその周辺水域の水質保全を図ることにより、林業の振興に資することを目的としています。

また、漁業集落排水施設も、漁村の生活環境の改善を図るとともに、漁港及びその周辺水域の水質保全を図ることにより、漁業の振興に資することを目的としています。

① 農業集落排水施設

市 町 村 名	処理区名	事業 着手 年度	供用 開始 年度	対象 戸数 (戸)	計画処理 人口 (人)	処 理 場 計 画			
						処 理 方 式	日最大汚水量 (m³/日)	流入水質 (BOD:mg/L)	放流水質 (BOD:mg/L)
阿南市	岩脇 (1期)	S53	S62	280	995	回分式活性汚泥	328	200	20
	岩脇 (2期)	H6	H8	351	2,310	回分式活性汚泥	762	200	20
	羽ノ浦西	H13	H15	196	990	回分式活性汚泥	327	200	20

吉野川市	神後	H8	H14	350	2,240	連続流入間欠ばっ気	739	200	20
	山崎南	H5	H9	240	850	流量調節・嫌気性ろ床・接触ばっ気	281	200	20
	川田北	H6	H15	289	1,360	連続流入間欠ばっ気	449	200	20
阿波市	一条西	H4	H9	457	1,910	回分式活性汚泥	630	200	20
	柿原東	H7	H12	303	1,220	回分式活性汚泥	403	200	20
美馬市	井口東	H6	H11	140	730	回分式活性汚泥	241	200	20
	別所浜	H8	H16	235	740	回分式活性汚泥	244	200	20
	喜来	H16	H21	594	2,400	回分式活性汚泥（脱窒脱リンCOD除去型）	792	200	20
	知野宮内	H12	H16	128	420	膜分離活性汚泥方式	139	200	20
三好市	西州津	H6	H12	147	830	回分式活性汚泥	274	200	20
勝浦町	横瀬	H4	H8	296	1,000	回分式活性汚泥	330	200	20
佐那河内村	高樋	H11	H17	141	590	連続流入間欠ばっ気	195	200	20
	嵯峨	H7	H12	124	750	連続流入間欠ばっ気	248	200	20
	中辺	H5	H8	130	650	連続流入間欠ばっ気	215	200	20
	宮前	H6	H14	213	800	連続流入間欠ばっ気	264	200	20
那賀町	八幡原	H9	H12	73	610	流量調節・嫌気性ろ床・接触ばっ気	201	200	20
	仁宇	H2	H5	372	1,320	回分式活性汚泥	436	200	20
	小仁宇	H5	H8	145	820	流量調節・嫌気性ろ床・接触ばっ気	270	200	20
	和食	S60	H1	245	960	流量調節・嫌気性ろ床・接触ばっ気	317	200	20
	延野	H7	H11	251	1,060	回分式活性汚泥	350	200	20
	西納野・下原	H10	H15	100	880	連続流入間欠ばっ気	290	200	20
	川切	H18	H22	83	200	沈澱分離及び接触ばっ気	66	200	20
海陽町	神野	H7	H11	65	220	連続流入間欠ばっ気	73	200	20
	大井	H6	H9	44	140	連続流入間欠ばっ気	46	200	20
	川西	H7	H13	231	670	連続流入間欠ばっ気	221	200	20
	日比原	H4	H8	74	260	流量調節・嫌気性ろ床・接触ばっ気	86	200	20
松茂町	長岸	H5	H7	53	240	分離接触ばっ気方式	79	200	20
	中喜来	H6	H10	222	1,260	回分式活性汚泥	416	200	20
	北川向	H8	H13	211	750	連続流入間欠ばっ気	248	200	20
上板町	七条	H7	H13	329	1,830	回分式活性汚泥	604	200	20
つるぎ町	太田	H12	H16	206	820	連続流入間欠ばっ気	271	200	20

② 林業集落排水施設

市 町 村 名	処理区名	事業着手年度	供用開始年度	対象戸数(戸)	計画処理人口(人)	処 理 場 計 画			
						処 理 方 式	日最大汚水量(m³/日)	流入水質(BOD:mg/L)	放流水質(BOD:mg/L)
那賀町	大久保	H11	H15	25	90	接触ばっ気	100	200	20
	川口	H13		34	170				

③ 漁業集落排水施設

市 町 村 名	処理区名	事業 着手 年度	供用 開始 年度	対象 戸数 (戸)	計画処理 人口 (人)	処 理 場 計 画			
						処 理 方 式	日最大汚水量 (m³/日)	流入水質 (BOD:mg/L)	放流水質 (BOD:mg/L)
美波町	伊座利	H8	H12	30	260	接触ばっ気	69	220	20
	志和岐	H17	H22	90	350	接触ばっ気	116	180	20
海陽町	竹ヶ島	H7	H13	66	340	回分式活性汚泥	97	200	10

(16) 浄化槽整備事業の実施状況

合併処理浄化槽の設置については、県内全市町村で浄化槽整備事業（浄化槽設置整備事業及び公共浄化槽等整備推進事業）に取り組んでおり、本県の汚水処理人口普及率に占める割合は全国1位となっています。

① 浄化槽設置整備事業 （単位：基）

市町村名	H30以前	R1	R2	R3	R4	R5	計
徳島市	14,270	43	50	82	61	60	14,566
鳴門市	2,525	14	17	20	15	37	2,628
小松島市	2,273	25	23	22	23	12	2,378
阿南市	5,088	221	205	188	199	166	6,067
吉野川市	1,417	37	24	21	17	16	1,532
阿波市	3,420	72	77	75	71	61	3,776
美馬市	2,202	65	59	60	54	63	2,503
三好市	2,252	0	0	0	0	0	2,252
勝浦町	463	9	8	5	1	9	495
上勝町	161	2	4	1	0	1	169
佐那河内村	224	2	0	3	1	4	234
石井町	1,980	24	19	26	22	16	2,087
神山村	711	13	11	16	9	8	768
那賀町	1,087	7	10	9	8	8	1,129
牟岐町	535	10	3	2	5	5	560
美波町	537	14	10	12	9	8	590
海陽町	953	11	12	12	8	14	1,010
松茂町	1,080	17	16	10	12	7	1,142
北島町	1,934	79	94	65	84	69	2,325
藍住町	3,030	126	119	30	22	16	3,343
板野町	1,066	24	25	29	38	30	1,212
上板町	1,039	30	22	38	24	32	1,185
つるぎ町	702	6	9	11	7	7	742
東みよし町	1,063	4	0	0	0	0	1,067
計	50,012	855	817	737	690	649	53,760

※三好市は平成27年度から公共浄化槽等整備推進事業に完全移行

※東みよし町は令和元年10月から公共浄化槽等整備推進事業に完全移行

② 公共浄化槽等整備推進事業 （単位：基）

市町村名	H30以前	R1	R2	R3	R4	R5	計
三好市	951	102	88	93	119	73	1,426
東みよし町	0	21	44	54	50	50	219
計	951	123	132	147	169	123	1,645

※翌年度に繰越した基数は除く

(17) コミュニティ・プラントの設置状況

コミュニティ・プラントは、地方公共団体が設置するし尿処理施設の一種で、散在性集落又は既成市街地から離れて建設される団地などに適しています。

管理者	設置場所	使用開始 年 度	処理規模 (人分)
鳴門市	矢倉団地	S50	1,100
阿南市	伊島	H12	248
阿南市	バストラルゆたか団地	H9	688
勝浦町	玉ノ木・五十田団地	S58	158
松茂町	松茂ニュータウン	H3	1,450
北島町	グリーンタウン	S50	3,500

(18) 令和5年度における特定施設の許可・届出等の状況

瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置等の許可及び水質汚濁防止法並びに徳島県生活環境保全条例に基づく届出の状況は、法関係を中心に280件ありました。

	徳島市	徳島県	計
水質汚濁防止法	23	152	175
徳島県生活環境保全条例	0	3	3
瀬戸内海環境保全特別措置法	24	78	102
計	47	233	280

(19) 特定事業場数(令和5年度末現在)

県下の特定事業場は、4,395で、そのうち国が全国一律に適用される基準として設定した一律排水基準のうち生活環境項目が適用される事業場数（平均排水量50m³/日以上）は、瀬戸内海環境保全特別措置法適用事業場が201、水質汚濁防止法適用事業場が168の計369事業場です。

	徳島市	徳島県	計
水質汚濁防止法	672	3,522	4,194
平均排水量 50m ³ /日以上	57	111	168
平均排水量 50m ³ /日未満	615	3,411	4,026
瀬戸内海環境保全 特別措置法	48	153	201
平均排水量 50m ³ /日以上	44	139	183
平均排水量 50m ³ /日未満	4	14	18
計	720	3,675	4,395

(20) 汚水等排出事業場数(令和5年度末現在)

徳島県生活環境保全条例に基づく汚水等排出施設は、水質汚濁防止法を補完するため定められています。

	徳島市	徳島県	計
徳島県生活環境保全条例	25	205	230

(21) 排出水の調査状況

令和5年度においては、県及び徳島市において特定事業場等延べ254事業場に対し立入調査を実施し、うち延べ242事業場について排出水の調査を行いました。

	徳島市	徳島県	計
排水調査事業場数	77	165	242
違反事業場数	0	5	5
違反率	0%	3.0%	2.1%
行政措置	0	5	5
改善命令	0	0	0
勧告等	0	5	5
改善指導	0	0	0

(22) 汚泥の浚渫量 (単位：m³)

新町川等の汚泥の浚渫は、昭和46年から実施し、平成19年度までに414,510m³の浚渫を実施しました。

河川名	平成19年度まで
新町川	214,880
助任川	101,640
大岡川	19,060
住吉島川	48,340
田宮川	30,590
合計	414,510

(23) 令和5年度公共用水域測定地点数

公共用水域の水質を保全するため、主要な18河川及び9海域について環境基準の類型指定を行っており、令和4年度は公共用水域の水質測定計画に基づき、環境基準点を中心に37河川と9海域で水質、6河川と2海域で底質をそれぞれ測定しました。

		河川数等		
		()内は類型指定水域数	環境基準測定点	補助測定点
水質	河川	37 (26)	26	49
	海域	9 (11)	25	6
計		46 (37)	51	55
底質		8	10	1

(24) 令和5年度全窒素・全りん の達成状況

全窒素及び全りんは、類型指定している海域の4水域全てにおいて環境基準を達成していました。

環境基準類型 あてはめ水域名	類型	環境基準 地点数	達成 状況	水域の平均値	
				全窒素	全りん
小松島港	Ⅲ	1	○	0.20	0.028
県北沿岸海域	Ⅱ	3	○	0.14	0.023
紀伊水道海域	Ⅱ	3	○	0.15	0.021
橋港	Ⅱ	2	○	0.15	0.021

(25) 地下水の所在市町数、測定地点数及び検体数

地下水についても平成元年度から水質の汚濁の防止を図ることを目的として、水質の監視測定を実施しています。

区 分	市町数	地点数	検体数	
			環境基準 項目	その他 項目
概況調査（定点方式）	7	21	385	59
概況調査（ローリング方式）	16	17	384	130
継続監視調査	3	4	8	0
計	26 (20)	42	777	189

※（ ）内は重複を除いた市町数

（26）広域総合水質調査結果（数値は年間平均値）

総合的な水質汚濁防止対策の効果を把握し、また、水質汚濁機構の検討に必要な基礎資料を得ることを目的として、本県を含む瀬戸内海沿岸11府県が環境省の委託を受け、昭和47年度から広域総合水質調査を実施しています。

海 域	項 目	年 度	R2	R3	R4
播磨灘 (2地点)	COD	(mg/L)	1.5	2.3	1.9
	全窒素	(mg/L)	0.13	0.16	0.15
	全りん	(mg/L)	0.023	0.022	0.023
紀伊水道 (4地点)	COD	(mg/L)	1.4	1.9	1.7
	全窒素	(mg/L)	0.15	0.16	0.14
	全りん	(mg/L)	0.023	0.020	0.020

（27）令和5年度水生生物調査実施状況

水生生物を指標として河川の水質の状況を総合的に評価し、また環境問題への関心を高めるため、環境省と国土交通省では、一般市民等の参加を得て全国水生生物調査を実施しています。

川の水の汚れの階級	地点数
I きれいな水	6
II ややきれいな水	2
III きたない水	2
IV とてもきたない水	0
階級なし	0
合計	10

（28）令和5年度の調査結果

海水浴場の水質調査は、県民の憩いの場である海水浴場の水質等の現状を把握し、その結果を公表して県民の利用に資することを目的とし、毎年県下の6海水浴場の水質調査を実施しています。

令和5年度は6海水浴場全てが環境省の水質判定基準「適」の判定でした。

海水浴場名	開設前調査結果
月見ヶ丘	水質A（適）
淡島	水質A（適）
北の脇	水質AA（適）
田井ノ浜	水質AA（適）
大砂	水質AA（適）
小松	水質AA（適）

○土壌環境・地盤環境

(29) 地下水位の状況 (単位：m)

塩水化の状況については、吉野川下流地域の臨海部において、なお塩水化が見られますが、徳島市応神町吉成付近では塩化物イオン濃度100ppm未満にまで回復しています。

観測井の名称及び位置	経 年 変 化						
	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
今切第一（徳島市川内町加賀須野）	0.34	0.27	0.28	0.18	0.17	0.22	0.19
今津浦（阿南市那賀川町今津浦）	1.14	1.11	1.11	1.12	1.08	1.11	1.09

(注) 地下水位の数値は、井戸天端から地下水面までの距離を示し、それぞれ年間の平均値を示しています。
数値が小さいほど、地下水位が高いことを示しています。

(30) 地下水塩水化の状況 (塩化物イオン濃度単位：ppm)

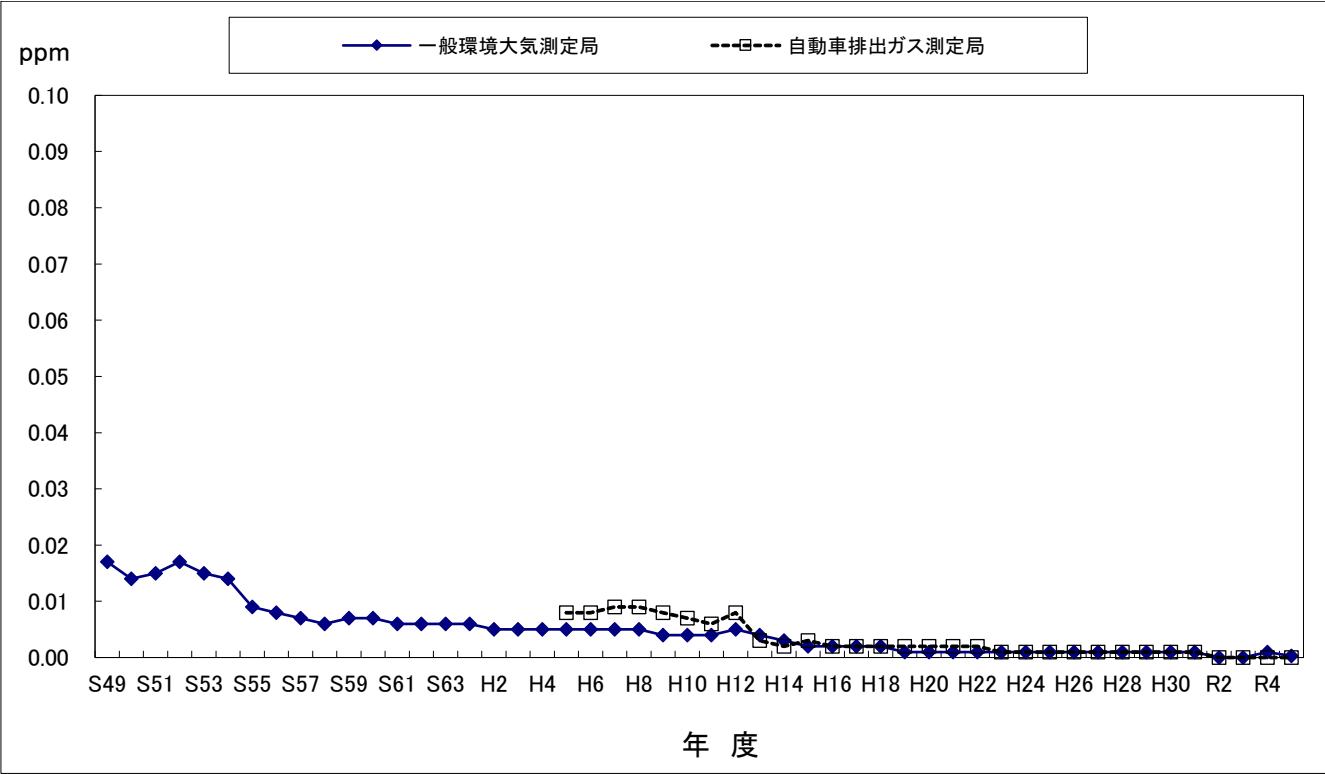
観測井の名称及び位置	経 年 変 化						
	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
今切第一（徳島市川内町加賀須野）	3,997	4,562	5,660	4,967	5,195	4,773	5,173
今津浦（阿南市那賀川町今津浦）	11.0	9.7	9.3	8.5	8.3	7.9	7.7
応神（徳島市応神町吉成）	112	102	96.3	84.2	81.5	76.4	69.2

(注) 数値は、それぞれ年間平均値を示しています。

○大気環境

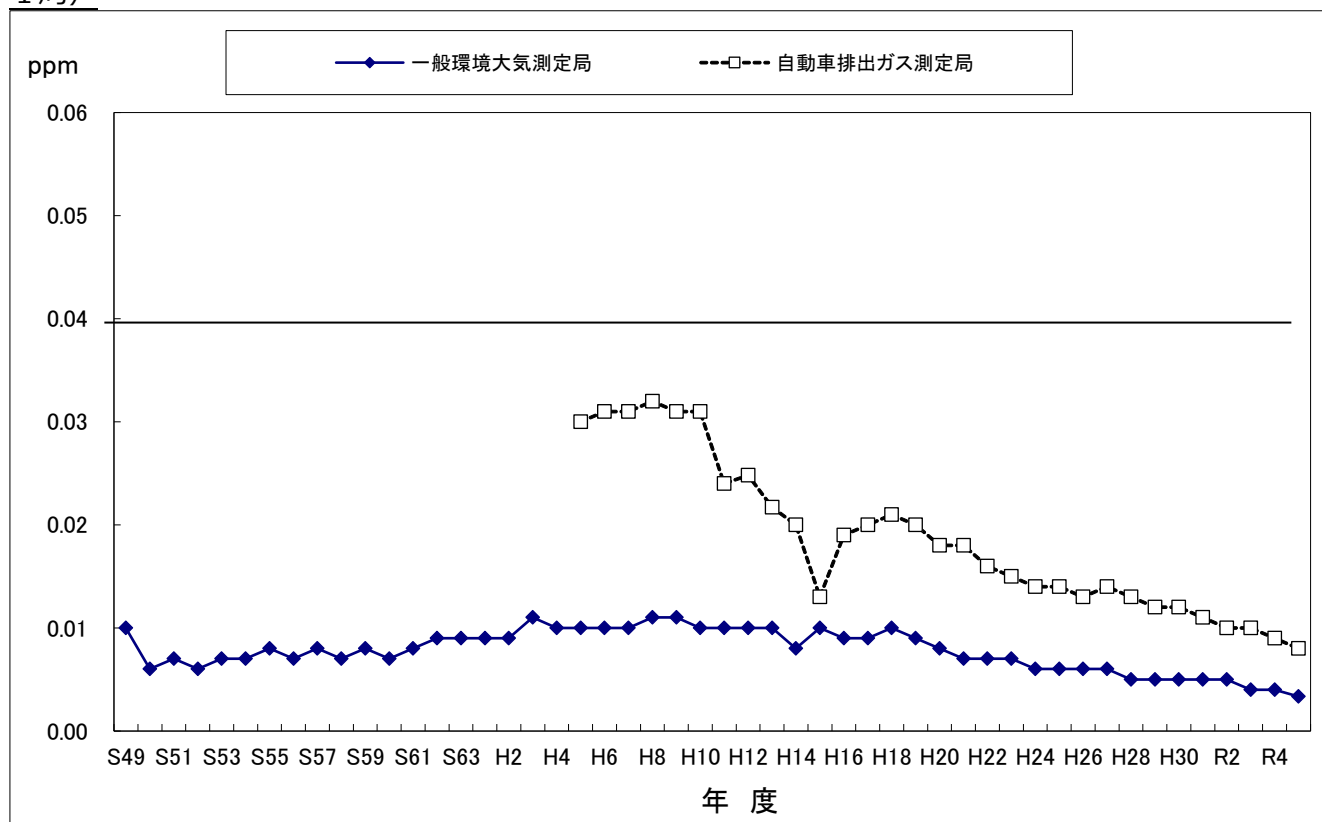
(31) 二酸化いおうの年平均値の経年変化（一般環境大気測定局：有効測定局数平均、自動車排出ガス測定局：1局）

本県の大気汚染物質の環境濃度は、近年ほぼ横ばいに推移しています。



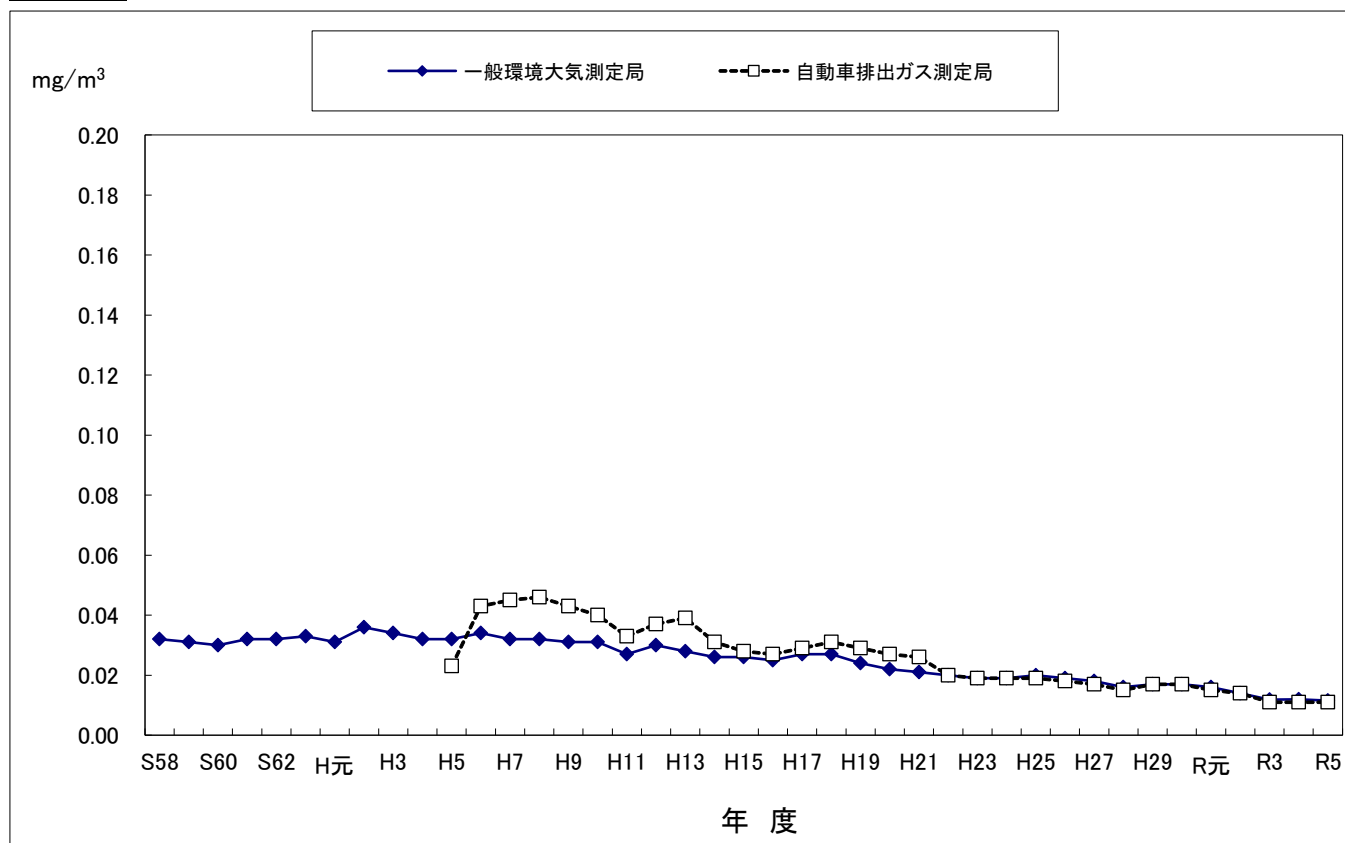
環境基準	二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること
------	--------	---

(32) 二酸化窒素の年平均値の経年変化（一般環境大気測定局：有効測定局数平均、自動車排出ガス測定局：1局）



環境基準	二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppm以下のゾーン内またはそれ以下であること
------	-------	--

(33) 浮遊粒子状物質年平均値の経年変化（一般環境大気測定局：有効測定局数平均、自動車排出ガス測定局：1局）



環境基準	浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること
------	---------	--

令和5年度の一般局での測定結果に基づく大気汚染の概況は、次のとおりです。

- 二酸化いおうについては、17測定局全局で環境基準を100%達成しています。
- 二酸化窒素については、17測定局全局で環境基準を100%達成しています。
- 光化学オキシダントについては、15測定局全局で環境基準を超える日がありました。「県大気汚染緊急時対策措置要綱」に基づく注意報等の発令日はありませんでした。
- 浮遊粒子状物質については、17測定局全局で環境基準を100%達成しています。
- 微小粒子状物質については、10測定局全局で環境基準を達成しています。

(34) 環境基準の達成状況の推移

年 度	二酸化いおう				二酸化窒素				浮遊粒子状物質			
	測 定 局 数	有 効 測定局数	達 成 測定局数	環 境 基 準 達 成 率%	測定局数	有 効 測定局数	達 成 測定局数	環 境 基 準 達 成 率%	測 定 局 数	有 効 測定局数	達 成 測定局数	環 境 基 準 達 成 率%
S48	13	10	10	100	1	0	—	—	—	—	—	—
49	20	15	13	86.7	5	5	2	40.0	—	—	—	—
50	20	20	20	100	15	14	9	64.3	—	—	—	—
51	20	20	18	90.0	15	15	8	53.3	—	—	—	—
52	20	20	19	95.0	15	15	10	66.7	—	—	—	—
53	21	21	20	95.2	16	16	16	100	—	—	—	—
54	21	21	20	95.2	16	16	16	100	—	—	—	—
55	21	21	21	100	16	16	16	100	—	—	—	—
56	21	21	21	100	16	16	16	100	—	—	—	—
57	21	21	21	100	16	16	16	100	—	—	—	—
58	21	21	21	100	16	16	16	100	8	8	8	100
59	21	21	21	100	16	16	16	100	8	8	8	100
60	21	21	21	100	16	16	16	100	9	9	6	66.7
61	22	22	22	100	17	17	17	100	12	12	12	100
62	22	22	22	100	17	17	17	100	16	16	16	100
63	22	22	22	100	17	17	17	100	16	16	6	37.5
H1	22	22	22	100	17	17	17	100	16	16	16	100
2	22	22	22	100	17	17	17	100	16	16	9	56.3
3	22	22	22	100	17	17	17	100	21	21	17	81.0
4	22	22	22	100	17	17	17	100	22	22	21	95.5
5	22	22	22	100	17	17	17	100	22	22	22	100
6	22	22	22	100	18	18	18	100	22	22	20	90.9
7	22	22	22	100	18	18	18	100	22	22	19	86.4
8	22	22	22	100	18	18	18	100	22	22	20	90.9
9	22	22	22	100	18	18	18	100	22	22	21	95.5
10	22	22	22	100	18	18	18	100	22	22	21	95.5
11	22	22	22	100	18	18	18	100	22	22	22	100
12	23	23	13	56.5	19	19	19	100	23	23	22	95.7
13	23	23	23	100	19	19	19	100	23	23	20	87.0
14	24	24	24	100	20	20	20	100	24	24	11	45.8
15	24	24	24	100	20	20	20	100	24	24	24	100
16	24	24	24	100	20	20	20	100	24	24	24	100
17	24	24	24	100	20	20	20	100	24	24	23	95.8
18	23	23	23	100	19	19	19	100	23	23	19	82.6
19	23	23	23	100	19	19	19	100	23	23	23	100
20	18	18	18	100	19	19	19	100	18	18	18	100
21	18	18	18	100	19	19	19	100	18	18	18	100
22	18	18	18	100	19	19	19	100	18	18	18	100
23	17	17	17	100	17	17	17	100	17	17	13	76.5
24	17	17	17	100	17	17	17	100	17	17	17	100
25	17	17	17	100	17	17	17	100	17	17	17	100
26	17	17	17	100	17	16	16	100	17	17	17	100
27	17	17	17	100	17	17	17	100	17	17	17	100
28	17	17	17	100	17	17	17	100	17	17	17	100
29	17	17	17	100	17	17	17	100	17	17	17	100
30	17	17	17	100	17	17	17	100	17	17	17	100
R1	17	17	17	100	17	17	17	100	17	17	17	100
2	17	17	17	100	17	17	17	100	17	17	17	100
3	17	17	17	100	17	17	17	100	17	17	17	100
4	17	17	17	100	17	17	17	100	17	17	17	100
5	17	17	17	100	17	17	17	100	17	17	17	100

(注) 1 有効測定局数とは、年間を通じて測定時間が6,000時間以上の測定局数です。

2 測定時間が6,000時間に満たない測定局は、環境基準による評価の対象としません。

(35) 二酸化いおう測定結果

大気中の二酸化いおうは、石油、石炭等の化石燃料に含まれるいおう分の燃焼、酸化により発生します。

区 分		市町村	測定局	有効測定	測定時間	年平均値	1時間値	日平均値の	環境基準の達成状況	
				日 数			の最高値	2 %除外値	短期的評価	長期的評価
				(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(達成○ 非達成×)	
一 般 局	北 部	鳴門市	鳴門	363	8,668	0.001	0.011	0.002	○	○
		北島町	北島	364	8,711	0.000	0.005	0.002	○	○
		徳島市	川内	349	8,415	0.001	0.006	0.002	○	○
			応神	364	8,750	0.000	0.005	0.002	○	○
			徳島	363	8,683	0.001	0.007	0.002	○	○
			多家良	364	8,712	0.000	0.013	0.001	○	○
		小松島市	小松島	364	8,708	0.000	0.011	0.001	○	○
	南 部	阿南市	那賀川	364	8,715	0.000	0.011	0.001	○	○
			阿南	279	6,706	0.001	0.007	0.001	○	○
			大湊	364	8,714	0.001	0.022	0.002	○	○
			橘	362	8,685	0.000	0.018	0.002	○	○
			大野	362	8,688	0.000	0.011	0.001	○	○
			宝田	362	8,682	0.000	0.013	0.001	○	○
			福井	362	8,650	0.000	0.010	0.001	○	○
		美波町	由岐	364	8,714	0.000	0.014	0.001	○	○
		西 部	美馬市	脇町	361	8,688	0.000	0.011	0.002	○
三好市	池田		363	8,691	0.000	0.019	0.001	○	○	
自排局		徳島市	自排徳島	364	8,661	0.000	0.006	0.001	○	○

(注)「日平均値の2 %除外値」：1 年間の測定を通じて得られた1 日平均値のうち、高い方から数えて2 %の範囲にある測定値を除外した後の最高値をいいます。

(36) 二酸化窒素測定結果

大気中の窒素酸化物は、その大部分が物の燃焼に伴って発生するものであり、発生源としては、工場・事業場のばい煙発生施設及び自動車などがあります。

区 分		市町村	測定局	有効測定 日 数	測定時間	年平均値	1 時 間 値 の最高値	日 平 均 値 の 年間98%値	環境基準の達成状況
				(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(達成○ 非達成×)
一 般 局	北 部	鳴門市	鳴門	327	7,706	0.005	0.043	0.012	○
		北島町	北島	362	8,667	0.004	0.036	0.010	○
		徳島市	川内	364	8,721	0.004	0.040	0.011	○
			応神	275	6,588	0.004	0.028	0.009	○
			徳島	349	8,342	0.005	0.041	0.012	○
			多家良	350	8,394	0.003	0.034	0.007	○
		小松島市	小松島	364	8,710	0.004	0.040	0.010	○
	県央 部	神山町	神山	364	8,696	0.001	0.015	0.004	○
		吉野川市	吉野川	364	8,745	0.003	0.033	0.007	○
	南 部	阿南市	那賀川	364	8,746	0.003	0.039	0.008	○
			阿南	364	8,713	0.004	0.042	0.009	○
			大湊	326	7,710	0.005	0.110	0.013	○
			椿	361	8,628	0.003	0.035	0.007	○
		那賀町	鷺敷	338	8,067	0.001	0.027	0.005	○
		美波町	由岐	364	8,712	0.002	0.032	0.005	○
		西 部	美馬市	脇町	364	8,721	0.003	0.024	0.007
三好市	池田		364	8,727	0.003	0.027	0.007	○	
自排局		徳島市	自排徳島	364	8,669	0.008	0.043	0.016	○

(注)「日平均値の年間98%値」：1 年間の測定を通じて得られた1 日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値をいいます。

(37) 光化学オキシダント測定結果

光化学オキシダントは、大気中の窒素酸化物や炭化水素類が強い紫外線を受けて光化学反応を起こし、二次的に生成される酸化性物質の総称であり、光化学大気汚染の要因物質とされており、その大気中の濃度は、原因となる大気汚染物質の量だけでなく、気温、風速、日射等の気象条件によって大きく左右されます。

区分		市町村	測定局	昼間 測定 日数	昼間 測定 時間	昼間の 1時間値の 年平均値	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた 日数と時間数		昼間の1時間値が 0.12ppmを超えた 日数と時間数		昼間の 1時間値の 最高値	昼間の日最高 1時間値の平均値	環 境 基 準 の 達成状況
				(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	達成○ 非達成×
一般局	北部	鳴門市	鳴門	366	5,458	0.037	67	322	0	0	0.089	0.048	×
		北島町	北島	366	5,466	0.035	51	257	0	0	0.086	0.046	×
		徳島市	川内	366	5,448	0.037	54	245	0	0	0.087	0.048	×
			徳島	365	5,450	0.036	68	335	0	0	0.090	0.048	×
		小松島市	小松島	366	5,459	0.032	35	122	0	0	0.085	0.043	×
	県中部	神山町	神山	366	5,465	0.029	47	187	0	0	0.083	0.044	×
		吉野川市	吉野川	366	5,465	0.033	47	202	0	0	0.086	0.045	×
	南部	阿南市	那賀川	364	5,422	0.036	50	246	0	0	0.087	0.046	×
			阿南	366	5,466	0.035	50	252	0	0	0.091	0.046	×
			大湊	366	5,464	0.034	56	227	0	0	0.090	0.045	×
			椿	366	5,463	0.035	57	260	0	0	0.087	0.045	×
		那賀町	鷺敷	366	5,465	0.027	22	88	0	0	0.077	0.040	×
		美波町	由岐	366	5,462	0.034	46	178	0	0	0.079	0.045	×
	西部	美馬市	脇町	356	5,292	0.037	65	319	0	0	0.089	0.050	×
		三好市	池田	366	5,443	0.028	41	146	0	0	0.091	0.043	×

(注) 昼間とは5時から20時までの時間帯です。したがって、1時間値は、6時から20時まで得られます。

(38) オキシダントによる緊急時報の発令状況

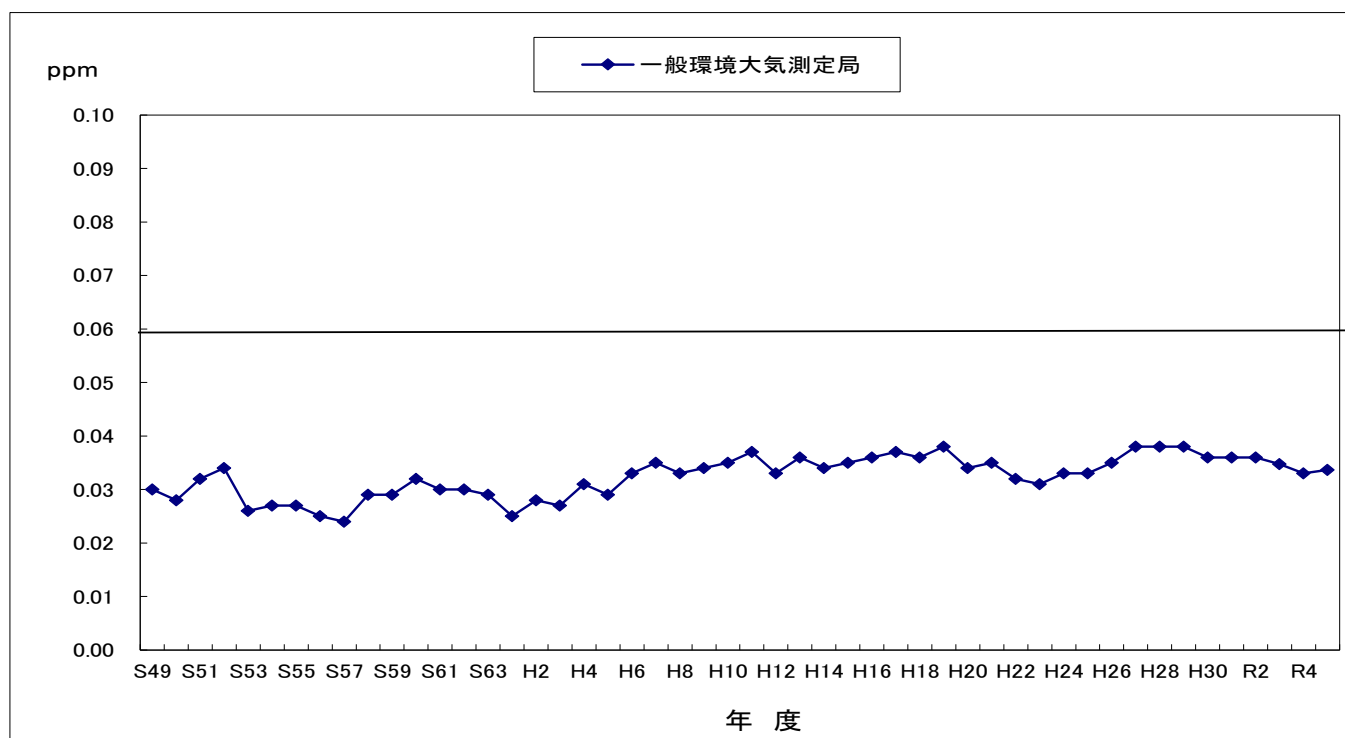
区域・区分	年度		S49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5
			注	予	注	予	注	予	注	予	注	予	注	予	注	予	注	予	注	予	注	予
鳴門				3		1	1	5							1	1						
藍住						2	1	4														
今切	(旧松茂)			6		6	1	5	1	1	1				1	1						
	(旧北島)														1							
	(旧徳島市北部)						1	2							2	1						
徳島市						2	1	2				1										
小松島				4		4	5								1							
那賀川・	(旧那賀川)		1	6	1	8	1	8		1	1	1			2	1				1		
羽ノ浦	(旧羽ノ浦)		1			3		1							1							
阿南			2	4	1	8	2	11		1		1			2				1			
鶯敷								1														
由岐				3	1	4		7	2						1	1	2					
全県			2	10	2	14	3	20	3	1	1	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0

区域・区分	年度		6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
			予	注	予	注	予	注	予	注	予	注	予	注	予	注	予	注	予	注	予	注
鳴門									1					1			2		1			
藍住																	1					
今切	(旧松茂)							1			1	1					1	1				
	(旧北島)																					
	(旧徳島市北部)						2	3														
徳島市				1	3				1	2			1				1	1				
小松島																	1					
那賀川・	(旧那賀川)								3	1		1	1		1		1	1				
羽ノ浦	(旧羽ノ浦)														1							
阿南						1		1	2			1		1	2		1	1	1	1		
鶯敷																						
由岐						1			3	1		1		1			1	1				
脇町																						
三好(旧池田)										1					1	1						
全県			0	0	1	3	0	2	0	3	0	6	0	3	0	2	0	2	1	1	0	1

区域・区分	年度		26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5
			予	注	予	注	予	注	予	注	予	注
鳴門												
今切・板野郎・石井									1			
徳島・小松島									1			
佐那河内・神山												
阿南								1	1			
勝浦・那賀												
海部												
阿波・吉野川								1	1			
美馬												
三好												
全県			0	0	0	0	0	0	0	1	1	0

- 備考
- 1) 昭和50年度から予報制度を設けた。
 - 2) 徳島市北部区域は、昭和53年度から徳島市区域より分離させた。
 - 3) 松茂区域、北島区域、徳島市北部区域は平成12年度に今切区域に統合した。
 - 4) 那賀川区域、羽ノ浦区域は平成12年度に那賀川・羽ノ浦区域に統合した。
 - 5) 平成12年度の脇町局舎新設に伴い、発令区域に脇町区域を新設した。
 - 6) 平成14年度の池田局舎新設に伴い、発令区域に池田区域を新設した。
 - 7) 池田区域は池田町の合併により平成18年度に三好区域と改めた。
 - 8) 神山局舎及び吉野川局舎新設に伴い、平成26年度から発令対象区域を全県下とした。
 - 9) 表中の区分のうち、「予」は予報、「注」は注意報、を示す。

(39)光化学オキシダント昼間の1時間値の年平均の経年変化(有効測定局平均)



環境基準	光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること
------	-----------	---------------------

(40) 浮遊粒子状物質測定結果

浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粉じんのうち粒径が10マイクロメートル以下のものであり、その発生は、工場等のばい煙や自動車の排気ガス等の人為的汚染に起因するもののほか、自然現象に起因するものと多種多様にわたっています。

区 分	市町村	測定局	有効測定 日 数	測定時間	年平均値	1時間値 の最高値	日平均値の 最高値	日平均値の 2%除外値	環境基準の達成状況	
			(日)	(時間)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	短期的評価	長期的評価
			(日)	(時間)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(達成○非達成×)	
一 般 局	北 部	鳴門市	364	8,747	0.013	0.098	0.041	0.029	○	○
		北島町	361	8,689	0.012	0.094	0.044	0.030	○	○
		徳島市	川内	364	8,740	0.013	0.087	0.065	○	○
			応神	362	8,721	0.010	0.079	0.033	○	○
			徳島	360	8,676	0.012	0.084	0.045	○	○
		多家良	361	8,692	0.011	0.180	0.038	0.029	○	○
	南 部	小松島市	364	8,746	0.012	0.080	0.047	0.031	○	○
		阿南市	那賀川	313	7,579	0.012	0.089	0.045	○	○
			阿南	364	8,742	0.012	0.085	0.056	○	○
			大湊	356	8,603	0.010	0.090	0.033	○	○
			橘	362	8,716	0.013	0.071	0.040	○	○
			大野	362	8,714	0.012	0.081	0.042	○	○
			宝田	362	8,712	0.012	0.099	0.040	○	○
			福井	362	8,715	0.013	0.093	0.038	○	○
		美波町	364	8,746	0.011	0.077	0.046	0.030	○	○
	西 部	美馬市	286	6,885	0.008	0.083	0.024	0.020	○	○
		三好市	363	8,716	0.010	0.093	0.034	0.026	○	○
自排局	徳島市	自排徳島	341	8,217	0.011	0.094	0.043	0.027	○	○

(41)微小粒子状物質測定結果

微小粒子状物質とは、浮遊粒子状物質の中でも粒径の小さい、2.5マイクロメートル以下のものであり、呼吸器の奥深くまで入り込みやすいことなどから、人への健康影響が懸念されています。

区 分		市町村	測定局	有 効 測 定 日 数	測定時間	年平均値	日平均の年間 98ℙ-センタイル値	日平均値が35μg/ m ³ を超えた日数 とその割合		環 境 基 準 の 達成状況
				(日)	(時間)	(μg/m ³)	(μg/m ³)	(日)	(%)	(達成○ 非達成×)
一 般 局	北 部	鳴門市	鳴門	364	8,731	9.2	21.9	0	0.0	○
		北島町	北島	364	8,726	8.6	19.9	0	0.0	○
		徳島市	徳島	364	8,729	7.3	18.1	0	0.0	○
	県央 部	神山町	神山	360	8,684	7.5	19.2	0	0.0	○
		吉野川市	吉野川	364	8,720	7.9	18.8	0	0.0	○
	南 部	阿南市	那賀川	364	8,729	8.3	20.1	0	0.0	○
		那賀町	鷺敷	364	8,722	7.0	18.0	0	0.0	○
		美波町	由岐	364	8,721	8.3	19.3	0	0.0	○
	西 部	美馬市	脇町	364	8,724	9.3	22.0	0	0.0	○
		三好市	池田	364	8,728	10.0	21.5	0	0.0	○

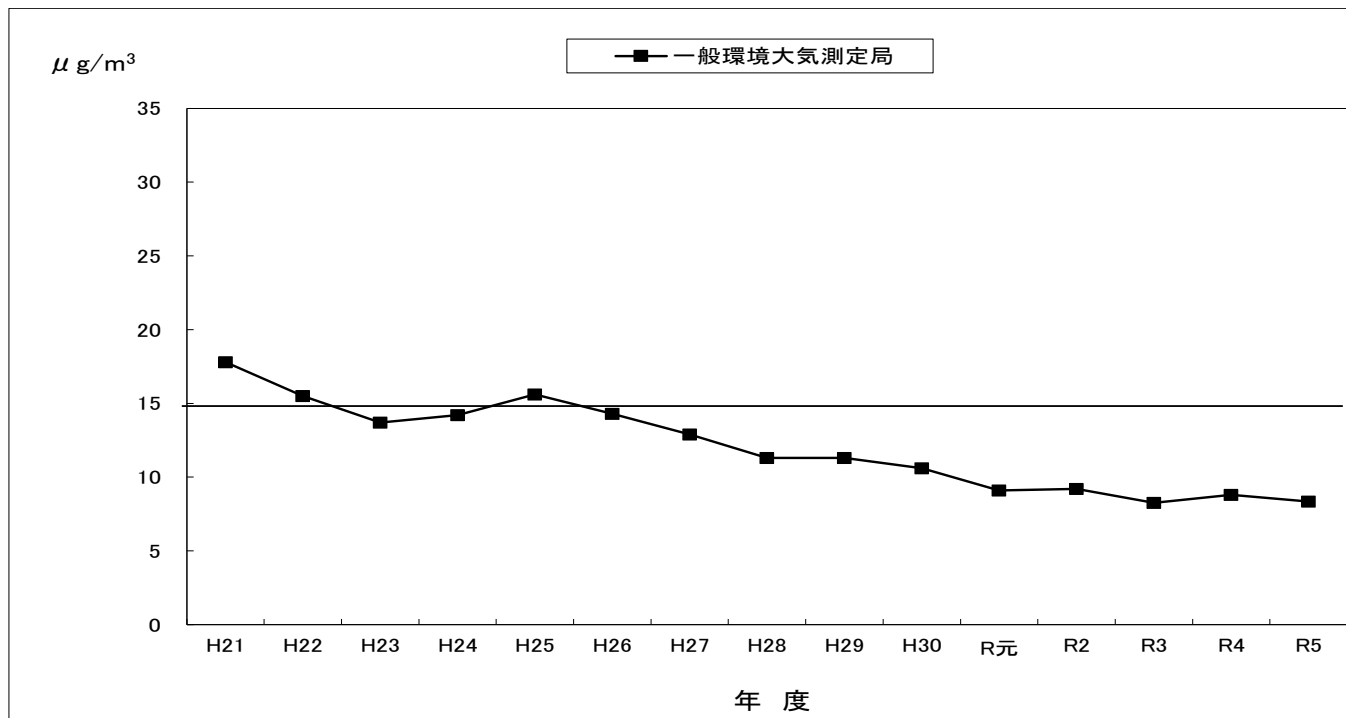
(注)「日平均値の年間98パーセンタイル値」：1年間の日平均値のうち、低い方から数えて98%目の値をいいます。

(42)微小粒子状物質 環境基準の達成状況の推移

区分	年度	徳 島 県				全 国
		測定局数	有効測定局数	達成測定局数	環境基準達成率(%)	環境基準達成率(%)
一 般 局	H21	1	1	0	0	—
	22	1	1	0	0	32.4
	23	3	1	0	0	27.6
	24	5	3	0	0	43.3
	25	10	5	0	0	16.1
	26	10	10	6	60	37.8
	27	10	10	8	80	74.5
	28	10	10	10	100	88.7
	29	10	10	10	100	89.9
	30	10	10	10	100	93.5
	R 1	10	10	10	100	98.7
	2	10	10	10	100	98.3
	3	10	10	10	100	100
	4	10	10	10	100	99.9
	5	10	10	10	100	—

(注) 徳島局は環境省の試行事業により平成21年4月から、那賀川局及び脇町局は平成23年10月から、由岐局及び池田局は平成25年3月から、鳴門局、北島局、神山局、吉野川局及び鷺敷局は平成26年3月からそれぞれ測定を開始しています。
平成23年度は那賀川局及び脇町局が、平成24年度は由岐局及び池田局が、平成25年度は鳴門局、北島局、神山局、吉野川局及び鷺敷局が有効測定日数に満たないため、評価対象外となります。

(43)微小粒子状物質の年平均の経年変化(有効測定局平均)



環境基準	微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m³以下であり、かつ1日平均値が35μg/m³以下であること
------	---------	---

(44)移動測定車による大気環境測定結果

一般局26局の大気汚染状況の常時監視を補完するものとして、道路周辺等について大気環境の状況調査を行っています。

測定地点	測定 期間(月)	二酸化いおう(ppm)			二酸化窒素(ppm)			浮遊粒子状物質(mg/m³)			一酸化炭素(ppm)			オキシダント(ppm)	
		平均値	1時間値 の最高 値	日平均 値の最 高値	平均値	1時間値 の最高 値	日平均 値の最 高値	平均値	1時間値 の最高 値	日平均 値の最 高値	平均値	1時間値 の最高 値	日平均 値の最 高値	昼間の1時 間値平均 値	昼間の1時 間値の最 高値
美馬市民グ ランド(美馬 市美馬町字 宗重105)	4~6	0.000	0.002	0.000	0.003	0.010	0.005	0.014	0.085	0.032	0.2	0.5	0.3	0.039	0.085
佐那河内村 役場(名東郡 佐那河内村 下字西ノハ ナ31)	7~9	0.000	0.012	0.003	0.001	0.006	0.002	0.013	0.077	0.033	0.2	0.4	0.3	0.023	0.073
阿南市立阿 南西部公園 (阿南市中大 野町南傍示)	10~12	0.000	0.012	0.003	0.002	0.018	0.005	0.009	0.056	0.025	0.2	0.6	0.4	0.034	0.070
徳島市立考 古資料館(徳 島市国府町 西矢野10-1)	1~3	0.000	0.003	0.001	0.003	0.027	0.012	0.009	0.054	0.028	0.2	0.6	0.4	0.037	0.079

測定地点	測定 期間(月)	微小粒子状物質($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
		平均値
美馬市民グラウンド(美馬市美馬町字宗重105)	4~6	7.3
佐那河内村役場(名東郡佐那河内村下字西ノハナ31)	7~9	3.9
阿南市立阿南西部公園(阿南市中大野町南傍示)	10~12	3.8
徳島市立考古資料館(徳島市国府町西矢野10-1)	1~3	5.7

(45) 石綿調査結果

石綿は、耐熱性等にすぐれているため多くの製品に使用されていましたが、呼吸により相当数の石綿繊維が肺に取り込まれた時、場合によっては発がんなどの健康被害を及ぼす恐れがあります。

調査区分	地点数	石綿濃度平均値(f/L)	測定地点
一般環境	4	0.17~0.36	一般局 脇町局 一般局 鷺敷局 徳島保健所 つるぎ町役場
主要道路近傍	2	0.14~0.44	道の駅 温泉の里神山 阿南保健所

(46) 優先取組物質

環境省では、有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質のうち、22物質を優先的に対策に取り組むべき物質（＝優先取組物質）とし、監視測定体制の整備等を進めています。

アクリロニトリル	テトラクロロエチレン
アセトアルデヒド	トリクロロエチレン
塩化ビニルモノマー	トルエン
塩化メチル	ニッケル化合物
クロム及び三価クロム化合物	ヒ素及びその化合物
六価クロム化合物	1,3-ブタジエン
クロロホルム	ベリリウム及びその化合物
酸化エチレン	ベンゼン
1,2-ジクロロエタン	ベンゾ[a]ピレン
ジクロロメタン	ホルムアルデヒド
水銀及びその化合物※	マンガン及びその化合物
ダイオキシン類	

※H30.4.1に優先取組物質より除外

(47) トリクロロエチレン等調査結果 （単位：μg/m³）

優先取組物質のうち、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンについては、大気汚染に係る環境基準が定められています。

区分	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ベンゼン	ジクロロメタン
年平均濃度	0.022～0.16	0.013～0.017	0.37～0.54	0.62～1.1
大気環境基準	130※	200	3	150

※H30.11.19改正

(48) アクリロニトリル等調査結果

優先取組物質等のうち、アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン、ヒ素及びその化合物、マンガン及びその化合物、塩化メチル並びにアセトアルデヒドについては、「環境中の有害大気物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値）」が定められています。

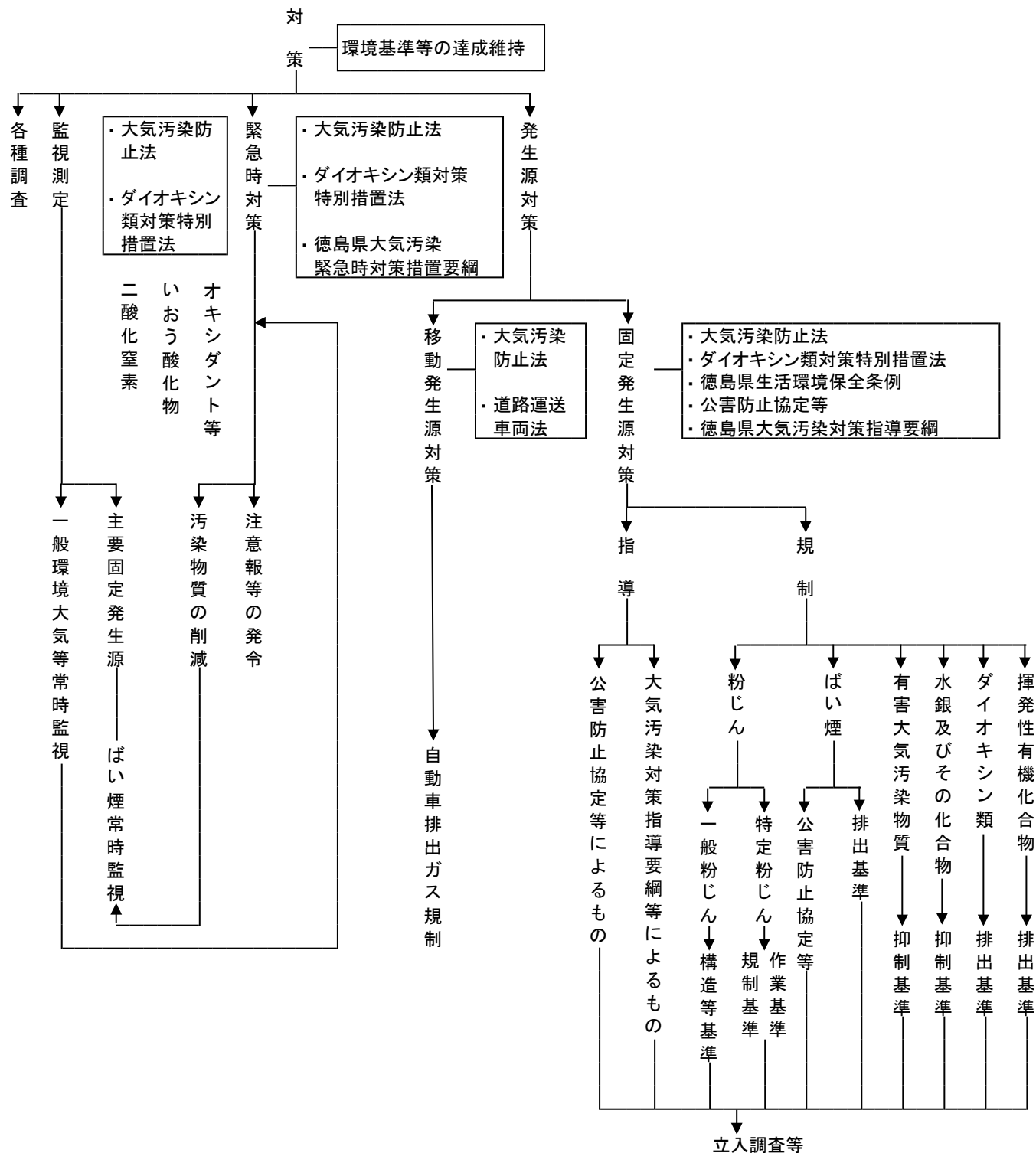
区分	アクリロニトリル(μg/m ³)	塩化ビニルモノマー(μg/m ³)	水銀及びその化合物(ng Hg/m ³)	ニッケル化合物(ng Ni/m ³)
年平均濃度	0.039～0.065	0.027～0.036	1.7～1.9	1.2～1.6
指針値	2	10	40	25

区分	クロロホルム(μg/m ³)	1,2-ジクロロエタン(μg/m ³)	1,3-ブタジエン(μg/m ³)	ヒ素及びその化合物(ng As/m ³)
年平均濃度	0.13～0.19	0.11～0.13	0.021～0.032	0.83～0.99
指針値	18	1.6	2.5	6

区分	マンガン及びその化合物(μg Mn/m ³)	塩化メチル(μg/m ³)	アセトアルデヒド(μg/m ³)
年平均濃度	0.021～0.13	1.2	1.1～1.4
指針値	0.14	94	120

(49) 大気汚染防止対策

国及び県では、この環境基準等を達成・維持することを目標として、各種施策を講じています。



(50) 一般環境大気測定局位置図

大気汚染状況の常時監視及び緊急時の措置等を有効・適切に行うため、鳴門市から美波町に至る東部臨海地域を中心に一般局を26局設置し、徳島市内の国道11号沿いに自排局を1局設置しています。さらに、これを補完するため、移動局により、主に道路周辺的环境調査も実施しています。



(51) 一般環境大気測定局等概要

種目	番号	測定局名	測定場所	測定項目											備考
				SO ₂	SPM	NO _x	O _x	CO	HC	PM2.5	WD/WS	Temp	Hum	CO ₂	
一般局	1	鳴門	鳴門合同庁舎	○	○	○	○			○	○				県設置
	2	松茂	松茂小学校	▲	▲	▲	▲				▲				〃
	3	藍住	藍住町立図書館	▲	▲	▲	▲				▲				〃
	4	北島	北島南小学校	○	○	○	○			○	○				〃
	5	川内	川内中学校	○	○	○	○				○				〃
	6	応神	応神小学校	○	○	○					○				徳島市設置
	7	徳島	徳島保健所	○	○	○	○			○	○			▲	県設置
	8	多家良	丈六コミュニティセンター	○	○	○					○				徳島市設置
	9	小松島	小松島県民サービスセンター	○	○	○	○				○				県設置
	10	神山	神山町有地			○	○			○	○				〃
	11	那賀川	阿南市黒地文化センター分館	○	○	○	○			○	○				〃
	12	中島	中島民有地	▲	▲	▲	▲				▲				〃
	13	羽ノ浦	東在所会館	▲	▲	▲	▲				▲				〃
	14	阿南	阿南保健所	○	○	○	○				○				〃
	15	大湊	阿南市武道館横	○	○	○	○				○				〃
	16	橘	橘公民館	○	○						○				阿南市設置
	17	山口	JAあなん農業総合センター	▲	▲	▲	▲				▲				県設置
	18	椿	椿公民館	▲	▲	○	○				○				〃
	19	大野	阿南市上水道大野水源	○	○						○				阿南市設置
	20	宝田	阿南光高校南横	○	○						○				〃
	21	福井	福井小学校	○	○						○				〃
	22	鷺敷	鷺敷中学校	▲	▲	○	○			○	○				県設置
	23	由岐	由岐小学校	○	○	○	○			○	○			▲	〃
	24	吉野川	吉野川保健所			○	○			○	○				〃
	25	脇町	西部総合県民局美馬庁舎	○	○	○	○			○	○				〃
	26	池田	三好市池田総合体育館	○	○	○	○			○	○				〃
特定気象局	1		四国電力(株)阿南発電所								○	○	○		企業設置
	2		電源開発(株)橘湾火力発電所								○	○	○		〃
移動局	1	大気環境測定車		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲	県設置
自排局	1	自排徳島	徳島合同庁舎	○	○	○		○	○						〃

(注) SO₂：二酸化硫黄 SPM：浮遊粒子状物質 NO_x：窒素酸化物 O_x：オキシダント CO：一酸化炭素

HC：炭化水素 PM2.5：微小粒子状物質 WD/WS：風向・風速 Temp：気温 Hum：湿度 CO₂：二酸化炭素

備考：松茂局、藍住局、中島局、羽ノ浦局及び山口局については全項目休止。なお、休止項目については「▲」で表示。

(52) 常時監視工場名及び監視項目数

主要なばい煙排出者の5工場については、いおう酸化物排出濃度等を常時測定し、環境測定データと同様にテレメータ・システムにより中央監視局に送信、監視を行えるようにしています。

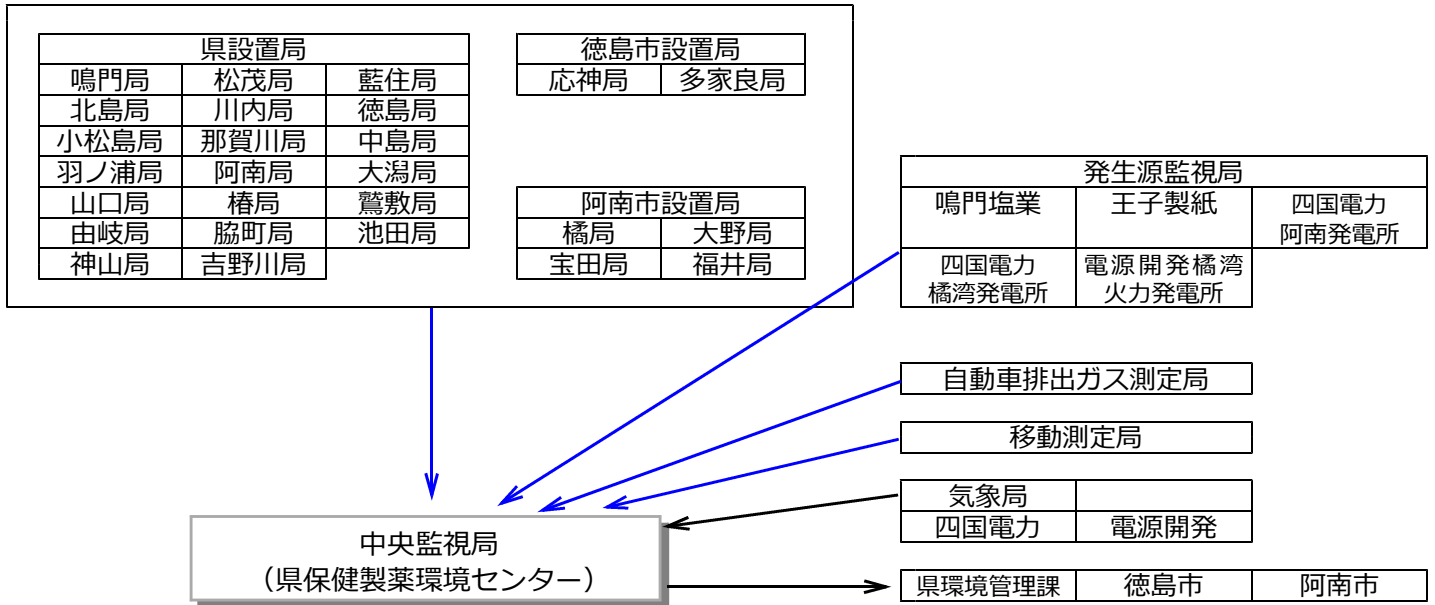
監視項目		工場名	鳴門塩業	王子製紙	四国電力阿南発電所	四国電力橘湾発電所	電源開発橘湾火力発電所	計
いおう酸化物	濃度		1	3	2	1	2	9
	排出総量		1	1	1	1	1	5
窒素酸化物	濃度		1	3	2	1	2	9
	排出総量		1	1	1	1	1	5

(注) 数値は、テレメータ・システムにより収集している監視箇所数です。

(53)テレメータシステムによる伝送系統

テレメータ・システムとは、データ送信・処理装置のことで、県内複数の環境測定局にある汚染物質測定器及び発生源の測定機の最新データを収集・処理し、迅速かつ適切な大気環境監視を行なうために整備されました。

本県のテレメータ・システムは、昭和49年6月に設置され、昭和58年度から60年度、平成7年度、平成17年度、及び平成25年度及び令和3年度に更新を行い、データ収集・表示及び情報提供機能の強化を行っています。



(54) いおう酸化物の排出基準

いおう酸化物の排出基準は、K値規制と呼ばれ、ばい煙の排出口の高さ及び地域ごとに定められている定数Kの値（Kの値が小さいほど規制が厳しい）に応じて排出量の許容量が定められています。

いおう酸化物の排出基準(法)

地 域	K値
徳島市（川内町、応神町に限る） 阿南市（※） 北島町	8.0
徳島市（上記2町を除く） 鳴門市 小松島市 阿南市（上記22町を除く） 松茂町 藍住町	13.0
その他の地域	17.5

いおう酸化物の排出基準(条例)

地 域	K値
徳島市（川内町、応神町に限る） 阿南市（※） 北島町	8.76
上記以外の地域	17.5

（注）※は、「富岡町、学原町、日開野町、七見町、領家町、住吉町、原ヶ崎町、西路見町、出来町、豊益町、福村町、畚町、黒津地町、向原町、辰巳町、才見町、中林町、見能林町、大湊町、津乃峰町、橋町及び那賀川町に限る。」

排出量抑制対策として、昭和50年11月1日に、「徳島県大気汚染対策指導要綱」を定め、ばい煙発生工場に対する使用燃料中のいおう含有率の低減を指導しています

(55) 使用燃料中のいおう含有率指導基準

対象工場 事業場の規模	対象地域	鳴門市、松茂町、北島町 徳島市、小松島市、阿南市	左記以外の地域
各ばい煙発生施設の定格使用時における燃料の使用量の合計が500L/hとなる工場・事業場		1.5%以下又は排煙脱硫装置（脱硫効率80%以上）を設置すること	1.7%以下又は排煙脱硫装置（脱硫効率80%以上）を設置すること
各ばい煙発生施設の定格使用時における燃料使用量の合計が500L/h未満となる工場・事業場		1.7%以下	2.0%以下
ばい煙発生施設の定格使用時において、いおう酸化物を10Nm ³ /h以上排出するばい煙発生施設を新增設する工場・事業場		1.0%以下又は排煙脱硫装置（脱硫効率80%以上）を設置すること	

(56) (ばい煙発生施設設置状況（法）（電気事業法、ガス事業法、鉱山保安法を含む。）

大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設は、720工場・事業場に1,508施設設置されており、その54.3%をボイラーが占めています。

項目	施設名	令和4年度末 現在施設数	令和5年度末現在施設数	
			施設数	構成比(%)
1	ボイラー	831	819	54.3
2	ガス発生炉・加熱炉	2	2	0.1
3	焙焼炉	2	2	0.1
	焼結炉			
5	溶解炉	6	6	0.4
6	金属加熱炉	4	4	0.3
9	焼成炉	8	8	0.5
10	直火炉	95	98	6.5
	反応炉			
11	乾燥炉	34	34	2.3
12	電気炉	4	4	0.3
13	廃棄物焼却炉	55	58	3.8
19	塩素反応施設	15	15	1.0
	塩化水素反応施設			
	塩化水素吸収施設			
29	ガスタービン	67	67	4.4
30	ディーゼル機関	362	383	25.4
31	ガス機関	6	8	0.5
	施設合計	1,491	1,508	—
	工場・事業場数	721	720	—

(57)揮発性有機化合物発生施設設置状況(法)(電気事業法、ガス事業法、鉱山保安法を含む。)

揮発性有機化合物排出施設は、8工場・事業場に18施設設置されております。

項目	施設名	令和4年度末 現在施設数	令和5年度末現在施設数	
			施設数	構成比(%)
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設	4	4	22.2
2	塗装施設	1	1	5.6
3	塗装の用に供する乾燥施設	1	1	5.6
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	5	5	27.8
5	接着の用に供する乾燥施設	7	7	38.9
施設合計		18	18	—
工場・事業場数		8	8	—

(58) 一般粉じん発生施設設置状況(法)(電気事業法、ガス事業法、鉱山保安法を含む。)

一般粉じん発生施設は、209工場・事業場に835施設設置されており、その50.1%をベルトコンベアが占めています。

項目	施設名	令和4年度末 現在施設数	令和5年度末現在施設数	
			施設数	構成比(%)
2	堆積場	212	219	26.2
3	ベルトコンベア	411	418	50.1
4	破碎機・磨砕機	126	128	15.3
5	ふるい	68	70	8.4
施設合計		817	835	—
工場・事業場数		202	209	—

(59) 水銀排出施設設置状況(法)(電気事業法、ガス事業法、鉱山保安法を含む。)

水銀排出施設は42事業場に62施設設置されております。

水銀に関する水俣条約 附属書D	令和4年度末 現在施設数	令和5年度末現在施設数	
		施設数	構成比(%)
石炭火力発電所	5	5	8.1
廃棄物の焼却設備	55	57	91.9
施設合計	60	62	—
工場・事業場数	41	42	—

(60)ばい煙発生施設設置状況(条例)

徳島県生活環境保全条例に基づくばい煙発生施設及び粉じん発生施設の設置状況は、それぞれ247工場・事業場340施設、269工場・事業場1,120施設で、主なものは前者がボイラー(79.7%)、後者はベルトコンベア(78.0%)等となっています。

項目	施設名	令和4年度末 現在施設数	令和5年度末現在施設数	
			施設数	構成比(%)
1	ボイラー	270	271	79.7
2	乾燥炉	8	8	2.4
3	廃棄物焼却炉	61	61	17.9
施設合計		339	340	—
工場・事業場数		246	247	—

(61)粉じん発生施設設置状況(条例)

項目	施設名	令和4年度末 現在施設数	令和5年度末現在施設数	
			施設数	構成比(%)
1	堆積場	223	230	20.5
2	ベルトコンベア	874	874	78.0
3	おがくず堆積場	16	16	1.4
施設合計		1,113	1,120	—
工場・事業場数		262	269	—

(62)立入調査等の状況

調査区分		工場・事業場数
立入調査		46
測定調査	いおう酸化物	5
	ばいじん	5
	窒素酸化物	5
	塩化水素	1
	水銀	2

(63) オキシダントに係る対象地域及び発令区域

本県においては、大気汚染監視テレメータ・システムにより県下26箇所の測定局（うち5局休止中）で常時監視を行っており、測定値が一定レベルを超えた場合には「徳島県大気汚染緊急時対策措置要綱」に基づいた措置を行っています。

この要綱において対象としている汚染物質は、光化学オキシダント・二酸化窒素・いおう酸化物・浮遊粒子状物質及び一酸化炭素で、これらの物質のうち、現在までに要綱に基づく措置をとったのは光化学オキシダントのみです。

区分	地域及び区域
対象地域	県下全域
発令地区 (10区域)	鳴門区域（鳴門市の全域）
	今切・板野郡・石井区域（徳島市川内町・応神町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町及び石井町の全域）
	徳島・小松島区域（徳島市のうち、吉野川以南の地域の全域及び小松島市の全域）
	佐那河内・神山区域（佐那河内村及び神山町の全域）
	阿南区域（阿南市の全域）
	勝浦・那賀区域（勝浦町、上勝町及び那賀町の全域）
	海部区域（美波町、牟岐町及び海陽町の全域）
	阿波・吉野川区域（阿波市及び吉野川市の全域）
	美馬区域（美馬市及びつるぎ町の全域）
	三好地域（三好市及び東みよし町の全域）

○酸性雨

(64) 雨水のpHの平均値（経年変化）

本県においては、昭和59年度から徳島市で調査を開始し、現在、徳島市のほか、阿南市、美馬市の3地点でのモニタリング調査を行っています。

調査地点 年度	徳島市 保健製薬環境 センター	石井町 農業大学校	那賀町 鷺敷中学校	阿南市 阿南保健所	三好市 三好保健所	美馬市 美馬保健所	環境省調査 (全国平均)
S 59	4.9						4.4～5.5
60	4.9						
61	4.8						
62	4.8	5.0					
63	4.6	4.9					4.5～5.8
H1	4.6	4.8					
2	4.9	4.9	5.0				
3	4.7	4.8	4.7				
4	4.7	4.7	4.7	4.8			4.4～5.9
5	5.0	5.1	5.0	4.8			
6	5.0	4.7	4.9	4.8			
7	5.0	4.8	5.1	4.9			
8	4.9	5.0	4.8	4.7			4.47～6.15
9	4.8	5.2	4.9	4.8			
10	4.8	5.1	5.1	4.9			
11	4.8	4.9	5.1	4.8			
12	4.8	4.8	4.6	4.7			4.34～6.25
13	4.4	4.5	4.6	4.4			
14	4.4	4.5	4.4	4.5	4.5		4.40～5.04
15	4.5	4.6	4.5	4.6	4.5		
16	4.8	4.8	4.8	4.8	4.7		
17	4.6	—	—	4.7	4.5		
18	4.6	—	—	4.6	4.6		4.48～5.07
19	4.5	—	—	4.8	4.6		
20	4.6	—	—	4.7	—	4.8	
21	4.60	—	—	4.73	—	4.66	
22	4.59	—	—	4.65	—	4.70	4.50～5.18
23	4.78	—	—	4.70	—	4.71	4.59～5.22
24	4.84	—	—	4.88	—	4.77	4.56～5.34
25	4.67	—	—	4.75	—	4.99	4.51～5.37
26	4.65	—	—	4.75	—	4.86	4.59～5.22
27	4.91	—	—	4.89	—	5.30	4.40～5.14
28	4.73	—	—	4.77	—	4.92	4.65～5.20
29	4.89	—	—	4.74	—	4.82	4.69～5.21
30	4.61	—	—	4.71	—	5.21	4.75～5.13
R1	4.79			4.84		5.05	4.63～5.17
2	4.71			5.00		4.96	4.65～5.23
3	4.80			4.92		5.05	4.68～5.24
4	4.85			5.23		5.15	4.80～5.25
5	4.71			5.09		5.09	4.90～5.26

(注) 1 環境省調査の数値は、全国地点別年平均値の分布範囲を示すものです。

2 平成17年3月の市町村合併により、鷺敷町から那賀町、池田町から三好市に調査地点名を変更しています。

3 平成19年4月より、徳島市の調査地点を徳島保健所から保健環境センターに変更しています。

4 平成20年4月より、調査地点を三好市から美馬市（美馬保健所）に変更しています。

5 平成23年4月より、徳島市の調査地点を旧保健環境センター（万代町）から保健製薬環境センター（新蔵町）に変更しています。

第2節 騒音・振動・悪臭、化学物質による環境汚染の防止

○騒音

(1) 一般地域における環境基準の達成状況

一般地域における騒音の状況を把握するため、令和5年度は、2市（徳島市及び阿南市）において環境基準の達成状況を調査し、10地点すべてで昼間、夜間ともに、環境基準を達成していました

調査地点数	時間帯ごとの達成地点（達成率%）		両時間帯ともに達成した地点数
	昼 間	夜 間	
10	10（100%）	10（100%）	10（100%）

（注）「昼間」とは午前6時から午後10時までの間をいい、「夜間」とは、午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。

(2) 面的な評価による環境基準達成状況

道路に面する地域において、市町の協力を得て環境基準の達成状況を調査しています。道路に面する地域では一定の地域ごとに当該地域内のすべての住居等（沿道から50メートルの範囲内）のうち環境基準を達成する戸数及び達成割合を把握することによる評価を行います。

路線名 (道路番号)	評価区間の 始点の住所	評価区間の 終点の住所	区間 延長 (km)	住宅等 総戸数 (戸)	環境基準達成戸数 (戸)			環境基準達成率(%)		
					昼夜	昼間 のみ	夜間 のみ	昼夜	昼間 のみ	夜間 のみ
一般国道11号 (10010)	徳島市富田浜 4丁目	徳島市徳島本町	0.6	73	55	0	0	75.3	0	0
一般国道11号 (10020)	徳島市徳島本町	徳島市北常三島町 1丁目	1.1	309	207	0	9	67.0	0	2.9
一般国道11号 (10030)	徳島市北常三島町 1丁目	徳島市東吉野町 2丁目	0.5	365	298	0	28	81.6	0	7.7
一般国道28号 (10160)	鳴門市撫養町 大桑島	鳴門市大津町吉永	3.2	493	465	8	0	94.3	1.6	0
一般国道28号 (10160)	鳴門市大津町吉永	鳴門市大津町矢倉	2.6	203	189	8	0	93.1	3.9	0
一般国道55号 (10270)	徳島市八万町大野	徳島市大松町	1.7	50	50	0	0	100	0	0
一般国道55号 (10310)	阿南市津乃峰町	阿南市西路見町	5.9	128	128	0	0	100	0	0
一般国道192号 (10600)	吉野川市山川町 前川	吉野川市川島町 三ツ島	4.3	1,697	1,649	10	34	97.2	0.6	2.0
一般国道192号 (10630)	名西郡石井町浦庄	名西郡石井町石井	3.5	249	248	1	0	99.6	0.4	0
一般国道192号 (10640)	名西郡石井町石井	名西郡石井町石井	2.0	193	193	0	0	100	0	0
一般国道192号 (10660)	徳島市鮎喰町 2丁目	徳島市庄町1丁目	1.6	439	399	0	0	90.9	0	0
一般国道192号 (10690)	徳島市元町1丁目	徳島市徳島本町	0.8	183	183	0	0	100	0	0
一般国道192号 南環状道路 (10700)	徳島市国府町 観音寺	徳島市国府町延命	2.6	75	75	0	0	100	0	0
徳島引田線 (40040)	板野郡藍住町徳命	板野郡藍住町 東中富	2.8	205	204	0	1	99.5	0	0.5
徳島引田線 (40050)	板野郡藍住町 東中富	板野郡藍住町 東中富	0.3	9	9	0	0	100	0	0

路線名 (トザン番号)	評価区間の 始点の住所	評価区間の 終点の住所	区間 延長 (km)	住宅等 総戸数 (戸)	環境基準達成戸数 (戸)			環境基準達成率(%)		
					昼夜	昼間 のみ	夜間 のみ	昼夜	昼間 のみ	夜間 のみ
徳島引田線 (40050)	板野郡板野町川端	板野郡板野町川端	2.2	68	68	0	0	100	0	0
鳴門池田線 (40320)	板野郡板野町川端	板野郡板野町川端	1.2	114	114	0	0	100	0	0
鳴門池田線 (40380,40390)	美馬市脇町	美馬市美馬町	11.5	1,492	1,430	0	0	95.8	0	0
徳島環状線 (40990)	徳島市川内町榎瀬	徳島市川内町榎瀬	0.3	45	45	0	0	100	0	0
徳島環状線 (41020)	徳島市徳島本町	徳島市安宅2丁目	1.4	462	459	0	1	99.4	0	0.2
小松島佐那河内線 (41260)	小松島市横須町1	小松島市小松島町	1.9	270	270	0	0	100	0	0
徳島鳴門線 (41430)	徳島市中吉野町 3丁目	徳島市川内町榎瀬	2.2	319	264	27	0	82.8	8.5	0
徳島鳴門線 (41440)	徳島市川内町中島	徳島市川内町中島	0.1	1	0	0	0	0	0	0
徳島小松島線 (60100)	小松島市江田町	小松島市南小松島 町	2.6	568	565	0	0	99.5	0	0
大林津乃峰線 (60370)	阿南市富岡町	阿南市津乃峰町	4.1	620	620	0	0	100	0	0
合計			61.0	8,630	8,187	54	73	94.9	0.6	0.8

(3) 騒音規制法に基づく特定施設の届出状況（令和5年度末現在）

騒音規制法に基づく特定施設の届出状況は以下のとおりです。

施設の種類	特定工場数	特定施設数
金属加工機械	86	323
空気圧縮機等	388	4,960
土石用破碎機等	25	87
織機	28	398
建設用資材製造機械	24	30
穀物用製粉機	10	23
木材加工機械	117	436
抄紙機	9	49
印刷機械	31	115
合成樹脂用射出成形機	14	110
鋳造型機	2	11
計	734	6,542

(4) 徳島県生活環境保全条例に基づく騒音発生施設の届出状況（令和5年度末現在）

徳島県生活環境保全条例に基づく騒音発生施設の届出状況は以下のとおりです。

施設の種類	騒音発生工場数	騒音発生施設数
金属加工機械	74	487
空気圧縮機等	473	3,662
土石用破碎機等	66	257
織機等	63	1,118
建設用資材製造機械	60	74
穀物用製粉機	11	18
木材加工機械	357	1,736
抄紙機	2	11
印刷機械	26	89
合成樹脂用射出成形機	13	90
造型機	1	14
自動車整備用作業場等	680	699
計	1,826	8,255

(5) 騒音規制法に基づく特定建設作業実施の届出件数 (令和5年度)

騒音規制法では、特に著しい騒音を発生する作業として8種類の建設作業を特定建設作業に指定し、規制地域内での作業実施にあたり該当市町長への届出義務、騒音基準値の遵守(敷地境界上で85デシベル以下)、日祝日の作業及び夜間作業の禁止等の規制基準を定めています。

作業の種類	届出件数
くい打機等を使用する作業	21
びょう打機等を使用する作業	1
さく岩機を使用する作業	198
空気圧縮機を使用する作業	47
コンクリートプラント等を設けて行う作業	1
バックホウを使用する作業	39
トラクターショベルを使用する作業	2
ブルドーザーを使用する作業	0
計	309

(6) 徳島県生活環境保全条例に基づく特定建設作業実施の届出件数 (令和5年度)

工場・事業場騒音と同様に、徳島県生活環境保全条例により県下全域で特定建設作業の規制区域を指定し、該当市町村長への届出義務及び騒音基準値の遵守等の規制を定めています。

作業の種類	届出件数
くい打機等を使用する作業	7
びょう打機等を使用する作業	0
さく岩機を使用する作業	69
空気圧縮機を使用する作業	13
コンクリートプラント等を設けて行う作業	3
計	92

(7) 航空機騒音調査結果 (令和5年度)

航空機騒音は、機種、飛行高度、気象条件によって騒音の大きさが変化すること、間欠的であること、衝撃性が強い音質であること、影響範囲が広いこと等が特徴です。

徳島飛行場におけるジェット機の就航に伴い、昭和58年度から徳島市、鳴門市、松茂町及び北島町の協力を得て航空機騒音の実態調査を実施しています。

測定地点	区域の区分	平均値 (単位:Lden () 内はWECPNL)	測定時期(季節)
徳島市川内町中島	第一種区域外	47 (61)	冬季
鳴門市大麻町東馬詰	"	39 (51)	夏季
北島町中村字東中須	第一種区域内	45 (58)	夏季
松茂町広島三番越	"	54 (68)	冬季
松茂町広島四番越	"	52 (67)	冬季
松茂町中喜来字群恵	"	52 (66)	冬季
松茂町笹木野北上	"	55 (69)	冬季
松茂町笹木野八北開拓	第一種区域外	44 (56)	夏季
松茂町中喜来字群恵	第一種区域内	51 (64)	冬季

- (注) 1 「区域の区分」の第一種区域とは、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第4条に規定される区域である。
2 単位「Lden」とは、飛行騒音のみでなく、地上騒音も対象とした単位であり、平成25年度からそれまでの「WECPNL」にかえて使用することとされた。

○振動

(8) 振動規制法に基づく特定施設の届出状況（令和5年度末現在）

工場・事業場振動は、生産工程等の各種機械施設の稼動により発生します。振動規制法では、特に著しい振動を発生する機械類（当該機械から5mの距離でおおむね60～80デシベル）を特定施設に指定し、規制地域内で設置する場合、市町長への届出及び規制基準値の遵守を義務づけています。

施設の種類	特定工場数等	特定施設数
金属加工機械	88	436
圧縮機	175	1,303
土石用破砕機等	15	72
織機	21	438
コンクリートブロックマシン等	1	1
木材加工機械	31	222
印刷機械	27	75
ロール機	4	14
合成樹脂用射出成形機	9	40
鋳造型機	1	7
計	372	2,608

(9) 振動規制法に基づく特定建設作業実施の届出件数（令和5年度）

振動規制法では、特に著しい振動（作業から5mの距離でおおむね70～85デシベル）を発生する作業を特定建設作業に指定し、規制地域内での作業実施にあたり該当市町長への届出義務、振動基準値の遵守（敷地境界線上で75デシベル以下）、日祝日の作業及び夜間作業の禁止等の規制基準を定めています。

作業の種類	届出件数
くい打機等を使用する作業	25
鋼球を使用して破壊する作業	0
舗装版破砕機を使用する作業	96
ブレーカーを使用する作業	52
計	173

○悪臭

(10) 代表的な悪臭物質と主要発生源事業場

悪臭は、騒音・振動と同様に人に不快感や嫌悪感を与えることにより、生活環境を損ない心理的・生理的被害をもたらすものです。

悪臭物質名	主要発生源事業場
アンモニア	畜産事業場、鶏糞乾燥場、複合肥料製造業、でん粉製造業、化製場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
メチルメルカプタン	クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
硫化水素	畜産事業場、クラフトパルプ製造業、でん粉製造業、セロファン製造業、ビスコースレーヨン製造業、化製場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
硫化メチル	クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
二硫化メチル	クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
トリメチルアミン	畜産事業場、複合肥料製造業、化製場、魚腸骨処理場、水産かん詰製造業等
アセトアルデヒド	アセトアルデヒド製造工場、酢酸製造工場、酢酸ビニル製造工場、クロロブレン製造工場、たばこ製造工場、複合肥料製造業、魚腸骨処理場
プロピオンアルデヒド	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、印刷工場、魚腸骨処理場、油脂系食料品製造工場、輸送用機械器具製造工場等
ノルマルブチルアルデヒド	
イソブチルアルデヒド	
ノルマルバレールアルデヒド	
イソバレールアルデヒド	
イソブタノール	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、木工工場、繊維工場、その他の機械製造工場、印刷工場、輸送用機械器具製造工場、鋳物工場等
酢酸エチル	
メチルイソブチルケトン	
トルエン	
キシレン	
スチレン	スチレン製造工場、ポリスチレン製造工場、ポリスチレン加工工場、SBR製造工場、FRP製品製造工場、化粧合板製造工場等
プロピオン酸	脂肪酸製造工場、染色工場、畜産事業場、化製場、でん粉製造工場等
ノルマル酪酸	畜産事業場、化製場、魚腸骨処理場、鶏糞乾燥場、畜産食料品製造工場、でん粉製造工場、し尿処理場、廃棄物処理場等
ノルマル吉草酸	
イソ吉草酸	

○各種対策

(11) 騒音に係る環境基準の類型指定の状況

騒音に係る環境基準とは、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい音の大きさであり、この基準達成を行政目標として各種施策が推進されています。

(平成24年徳島県告示第217号、令和5年徳島市告示第62号、平成24年鳴門市告示第23号、平成24年小松島市告示第14号、平成24年阿南市告示第18号、平成24年吉野川市告示第24号、平成24年三好市告示第72号、令和2年阿南市告示第21号)

地域の類型	指 定 地 域	
A	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、三好市、石井町、美波町、松茂町、北島町	左記6市4町の区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域並びに次に挙げる住宅集合地域（丈六団地等、しらさぎ台団地、市営応神団地等、市営不動団地等、富吉団地等（以上徳島市）、市営矢倉団地等、リュウネの森等（以上鳴門市）、あすみが丘団地（阿南市）、北島グリーンタウン（北島町））
B	同 上	左記6市4町の区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
C	同 上	左記6市4町の区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

(注) 都市計画法の用途地域及び団地造成地のうち、A類型には専ら住宅の用に供される地域。B類型には主として住宅の用に供される地域。C類型には相当数の住宅と併せて商業・工業等の用に供される地域をあてはめています。

(12) 騒音規制法第3条第1項及び振動規制法第3条第1項に基づく地域指定の状況

本県では、騒音規制法に基づき県下8市12町の一部に、振動規制法に基づいて5市4町の一部に規制地域の指定を行っています。

(騒音規制法：平成24年徳島県告示第218号、令和5年徳島市告示第63号、平成24年鳴門市告示第24号、平成24年小松島市告示第15号、平成24年阿南市告示第19号、平成24年吉野川市告示第24号、平成24年阿波市告示第37号、平成24年美馬市告示第30号、平成24年三好市告示第73号、令和2年阿南市告示第22号)

(振動規制法：平成24年徳島県告示第223号、令和5年徳島市告示第67号、平成24年鳴門市告示第29号、平成24年小松島市告示第19号、平成24年阿南市告示第23号、平成24年吉野川市告示第28号、令和2年阿南市告示第24号)

市町名	騒音 規制法	振動 規制法	市町名	騒音 規制法	振動 規制法	市町名	騒音 規制法	振動 規制法
徳島市	○	○	三好市	○		北島町	○	○
鳴門市	○	○	勝浦町	○		藍住町	○	○
小松島市	○	○	石井町	○	○	板野町	○	
阿南市	○	○	牟岐町	○		上板町	○	
吉野川市	○	○	美波町	○		つるぎ町	○	
阿波市	○		海陽町	○		東みよし町	○	
美馬市	○		松茂町	○	○			

(13) 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

特定施設設置工場等の操業や特定建設作業実施に伴い苦情が発生した時は、必要に応じて測定調査を行い、規制基準に適合するよう、騒音・振動防止対策指導を行います。事業者が改善意思が見られない場合は、さらに改善勧告、改善命令を行うこととされています。

(徳島県生活環境保全条例別表第14及び平成24年徳島県告示第219号、令和5年徳島市告示第64号、平成24年鳴門市告示第25号、平成24年小松島市告示第16号、平成24年阿南市告示第20号、平成24年吉野川市告示第25号、平成24年阿波市告示第40号、平成24年美馬市告示第31号、平成24年三好市告示第74号、令和2年阿南市告示第23号)

時間の区分 区域の区分	朝	昼間	夕	夜間
	午前5時～午前7時	午前7時～午後7時	午後7時～午後10時	午後10時～午前5時
第1種区域 (法・条例共通)	45デシベル以下	50デシベル以下	45デシベル以下	40デシベル以下
第2種区域 (法・条例共通)	50デシベル以下	55デシベル以下	50デシベル以下	45デシベル以下
第3種区域 (法・条例共通)	60デシベル以下	65デシベル以下	60デシベル以下	55デシベル以下
第4種区域 (法・条例共通)	65デシベル以下	70デシベル以下	65デシベル以下	60デシベル以下
その他の区域 (条例のみ)	60デシベル以下	65デシベル以下	60デシベル以下	55デシベル以下

(注) 1 騒音規制法は第1～4種区域の4区域に、県条例は第1～4種及びその他の区域の5区域に規制地を区分しており、各区域の区分基準は次のとおりです。

第1種区域：良好な住居に供されており、特に静穏の保持を必要とする区域

第2種区域：主に住居の用に供されており、静穏の保持を必要とする区域

第3種区域：住居の用に併せて商業・工業等の用に供されており、地域の生活環境保全のために騒音の発生を防止する必要がある区域

第4種区域：主として工業等の用に供されており、地域の環境悪化防止のため騒音規制の必要がある区域

その他の区域：1～4種区域以外の地域

2 規制基準値は、工場・事業場の敷地の境界線において測定した騒音の大きさの許容限度です。

(14) 特定工場において発生する振動の規制に関する基準

(平成24年徳島県告示第224号、令和5年徳島市告示第68号、平成24年鳴門市告示第30号、平成24年小松島市告示第20号、平成24年阿南市告示第24号、平成24年吉野川市告示第29号、令和2年阿南市告示第25号)

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
	午前7時～午後7時	午後7時～午前7時
第1種区域	60デシベル以下	55デシベル以下
第2種区域	65デシベル以下	60デシベル以下

ただし、学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50メートルの区域内は、上記の基準値から5デシベルを減じた値とする。

(注) 1 各区域の区分基準は次のとおりです。

第1種区域：良好な住居に供されており、特に静穏の保持を必要とする区域

第2種区域：住居の用に併せて商業・工業等の用に供されており、地域の生活環境保全のために振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されており、地域の環境悪化を防止するため振動規制の必要がある区域

2 規制基準値は、工場・事業場の敷地の境界線上において測定した鉛直振動の大きさの許容限度です。

(15) 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

(昭和43年厚生省、建設省告示第1号、徳島県生活環境保全条例別表第15、平成24年徳島県告示第218号、平成24年徳島県告示第220号、平成24年徳島県告示第221号、令和5年徳島市告示第63号、令和5年徳島市告示第71号、令和5年徳島市告示第66号、平成24年鳴門市告示第24号、平成24年鳴門市告示第27号、平成24年鳴門市告示第28号、平成24年小松島市告示第15号、平成24年小松島市告示第17号、平成24年小松島市告示第25号、平成24年阿南市告示第19号、平成24年阿南市告示第22号、平成24年阿南市告示第29号、平成24年吉野川市告示第24号、平成24年吉野川市告示第27号、平成24年吉野川市告示第32号、平成24年阿波市告示第37号、平成24年阿波市告示第38号、平成24年阿波市告示第39号、平成24年美馬市告示第30号、平成24年美馬市告示第32号、平成24年美馬市告示第33号、平成24年三好市告示第73号、平成24年三好市告示第76号、平成24年三好市告示第77号、令和2年阿南市告示第22号、令和2年阿南市告示第27号)

施設の種類	騒音の大きさ	作業時刻	作業時間	作業期間	作業日
くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	(全区域共) 作業場所の敷地境界線上で85デシベルを超えないこと	・法第1号区域 午後7時～翌日午前7時の時間内でないこと ・法第2号区域 ・条例規制区域 午後10時～翌日午前6時の時間内でないこと	・法第1号区域 10時間/日を超えないこと ・法第2号区域 ・条例規制区域 14時間/日を超えないこと	(全区域共) 連続6日間を超えないこと	(全区域共) 日曜日、その他の休日でないこと
びょう打機を使用する作業					
削岩機を使用する作業					
空気圧縮機(定格出力15kw以上)を使用する作業					
コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業					
※バックホウ(定格出力80kw以上)を使用する作業					
※トラクターショベル(定格出力70kw以上)を使用する作業					
※ブルドーザー(定格出力40kw以上)を使用する作業					

(注) 1 区域の区分は次のとおりです。

法第1号区域：特定工場等において発生する騒音の規制区域のうち、第1種、第2種、第3種区域の全域と第4種区域の一部(学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80メートルの区域)

法第2号区域：特定工場等騒音規制区域の第4種区域から上記第1号区域を除く区域

条例規制区域：条例のその他の区域(特定工場等騒音規制区域第1～4種区域以外の区域)

2 ※の3種は、法第1、2号区域内での作業のみ規制対象となります。(条例規制対象外)

3 規制基準を超過した場合、騒音防止の方法の変更や作業時間の短縮が勧告されます。

(16) 特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

(振動規制法施行令別表第2、振動規制法施行規則別表第1及び平成24年徳島県告示第225号、令和5年徳島市告示第69号、平成24年鳴門市告示第31号、平成24年小松島市告示第21号、平成24年阿南市告示第25号、平成24年吉野川市告示第30号、平成24年美馬市告示第32号)

施設の種類	振動の大きさ	作業時刻	作業時間	作業期間	作業日
くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	(全区域共) 作業場所の敷地境界線上で75デシベルを超えないこと (鉛直振動)	・法第1号区域 午後7時～翌日午前7時の時間内でないこと ・法第2号区域 午後10時～翌日午前6時の時間内でないこと	・法第1号区域 10時間/日を超えないこと ・法第2号区域 14時間/日を超えないこと	(全区域共) 連続6日間を超えないこと	(全区域共) 日曜日、その他の休日でないこと
鋼球を使用する破壊作業					
舗装版破砕機を使用する作業					
ブレーカー(手持式のものを除く)を使用する作業					

(注) 1 区域の区分は次のとおりです。

法第1号区域：特定工場において発生する振動の規制区域のうち、別に定めた区域及びそれ以外の区域の一部(学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80メートルの区域)

法第2号区域：特定工場等振動規制区域のうち上記第1号区域を除く区域

1 規制基準を超過した場合、振動防止の方法の変更や作業時間の短縮が勧告されます。

(17) 道路交通振動の要請限度

騒音規制法及び振動規制法では、自動車交通による道路周辺地域の生活環境悪化を防止するため、「要請限度」を定めています。

(振動規制法施行規則別表第2及び平成24年徳島県告示第226号、令和5年徳島市告示第70号、平成24年鳴門市告示第32号、平成24年阿南市告示第26号、平成24年吉野川市告示第31号)

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
	午前7時から午後7時	午後7時から午前7時
第1種区域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル

注) 区域区分は、第2節14の区分と同じです。

(18) 自動車騒音の要請限度 (平成12年総理府令第15号)

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
	午前6時～午後10時	午後10時～午前6時
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

(19) 自動車騒音の要請限度

(平成24年徳島県告示第222号、令和5年徳島市告示第65号、平成24年鳴門市告示第26号、平成24年小松島市告示第18号、平成24年阿南市告示第21号、平成24年吉野川市告示第26号、平成24年三好市告示第75号)

地域の種類	指 定 地 域	
a 区域	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、三好市、石井町、美波町、松茂町、北島町	左記6市4町の区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域並びに次に挙げる住宅集合地域(丈六団地等、しらさぎ台団地、市営応神団地等、市営不動団地等、富吉団地等(以上徳島市)、市営矢倉団地、リユーネの森等(以上鳴門市)、北島グリーンタウン(北島町))
b 区域	同 上	左記6市4町の区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
c 区域	同 上	左記6市4町の区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

(20) 自動車騒音の大きさの許容限度 (昭和50年環境庁告示第53号) (単位：デシベル)

騒音規制法では、自動車騒音防止対策として自動車が一定の条件で運行する場合に発生する自動車騒音の大きさの許容限度を定めています。これは、自動車単体が走行中に発生する騒音の限度値を定めることで、騒音低減技術の開発を促進し、騒音低減を図るものです。国では、昭和46年度以降、順次車種別に許容限度の強化を行っています

自 動 車 の 種 別			自動車騒音の大きさの許容限度		
			定常 走行 騒音	近接 排気 騒音	加速走行騒音
大型車	車両総重量3.5トン超	全輪駆動車、トレーラー及びクレーン車	83	99	82
	原動機最高出力150kw超	トラック、バス	82	99	81
中型車	車両総重量3.5トン超	全輪駆動車	80	98	81
	原動機最高出力150kw以下	全輪駆動車以外	79	98	80
小型車	車両総重量3.5トン以下		74	97	76
乗用車	専ら乗用で定員10人以下	車両後部に原動機を有する普通・小型・軽自動車	72	100	76
		車両後部に原動機を有しない	72	96	76
二輪 自動車	排気量250cc超	小型二輪自動車	—	94	クラス3 77
	排気量125cc超250cc以下	軽二輪自動車	—	94	クラス2 74
原動機付 自転車	排気量50cc超125cc以下	第二種原動機付自転車	—	90	
	排気量50cc以下	第一種原動機付自転車	—	84	クラス1 73

(注) 定常走行騒音：一定の速度で走行する際に発生する騒音
近接排気騒音：停車時にエンジン、排気管から発生する騒音
加速走行騒音：市街地を走行する際に発生する最大の騒音
クラス3：PMRが50を超えるもの (PMRの算出方法：最高出力(kW)/(車両重量(kg)+75kg)×1000)
クラス2：PMRが25を超え、50以下のもの
クラス1：PMRが25以下のもの

(21) 悪臭防止法に基づく地域指定の状況

悪臭防止法では、規制地域を指定し、その地域内における工場・事業場の事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出を規制しています。

(平成24年徳島県告示第227号、平成24年徳島市告示第64号、平成24年阿南市告示第27号、平成24年鳴門市告示第33号、平成24年小松島市告示第23号、令和2年阿南市告示第26号)

区 分	指 定 地 域
徳島市 阿南市 石井町 松茂町 鳴門市	都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域として定められている区域(以下「市街化区域」という。)及び同項に規定する市街化調整区域として定められている区域のうち別図に掲げる区域
小松島市	市街化区域
北島町 藍住町	全域

(22) 悪臭防止法に基づく規制基準（大気中における濃度）

（昭和53年徳島県告示第249号、平成24年徳島市告示第65号、平成24年阿南市告示第28号、平成24年鳴門市告示第34号、平成24年小松島市告示第24号）

悪臭物質名	敷地境界基準	排出口基準
	規制基準値（ppm）	
アンモニア	1.5	悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類に応じ、規制基準値を基礎として、次式により算出して得た流量とする。 $q=0.108 \times He^2 \cdot Cm$ q ：悪臭物質の流量（Nm ³ /時） He ：補正された排出口の高さ（m） Cm ：敷地境界における規制基準（ppm） ※ He が5m未満の場合はこの式は適用しない。
メチルメルカプタン	0.003	
硫化水素	0.05	
硫化メチル	0.03	
二硫化メチル	0.009	
トリメチルアミン	0.005	
アセトアルデヒド	0.05	
プロピオンアルデヒド	0.05	
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	
イソブチルアルデヒド	0.02	
ノルマルバレールアルデヒド	0.009	
イソバレールアルデヒド	0.003	
イソブタノール	0.9	
酢酸エチル	3	
メチルイソブチルケトン	1	
トルエン	10	
スチレン	0.4	
キシレン	1	
プロピオン酸	0.03	
ノルマル酪酸	0.001	
ノルマル吉草酸	0.0009	
イソ吉草酸	0.001	

(23) 悪臭防止法に基づく規制基準（排水中における濃度）

メチルメルカプタン等硫黄系4物質については、排水水中に含まれる悪臭物質の規制が行われています。

（昭和53年徳島県告示第249号、平成24年徳島市告示第65号、平成24年阿南市告示第28号、平成24年鳴門市告示第34号、平成24年小松島市告示第24号）

悪臭物質	事業場から排出される排水の量	許容限度（ppm）
メチルメルカプタン	0.001立方メートル毎秒以下の場合	0.05
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.01
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.002
硫化水素	0.001立方メートル毎秒以下の場合	0.3
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.06
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.01
硫化メチル	0.001立方メートル毎秒以下の場合	1.0
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.2
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.04
二硫化メチル	0.001立方メートル毎秒以下の場合	0.6
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.1
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.03

（備考）

- 1 規制基準は当該事業場から敷地外に排出される排水中の濃度である。
- 2 排水中の濃度は、次式により算出された濃度をいう。 $CLm = k \times Cm$ （ CLm ：排水中の悪臭物質濃度（単位mg/L） k ：定数、 Cm ：事業場敷地境界線における規制基準（単位ppm））

○化学物質

(24) 大気環境中のダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/m³)

ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、環境中のダイオキシン類の濃度を把握するため、毎年、大気、土壌、公共用水域及び地下水について調査測定を実施しています。

場 所	夏 期	冬 期	平 均
徳島市	0.0081	0.0060	0.0071
阿南市	0.040	0.0091	0.025
吉野川市	0.0047	0.015	0.0099
			0.014

(注) 環境基準 (大気) : 0.6pg-TEQ/m³以下(年平均値)

(25) 土壌環境中のダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/g)

調査地点	測定結果
徳島市沖浜東一丁目	1.3
鳴門市撫養町斎田	1.6
小松島市大林町	0.40
美馬市脇町	0.049
三好市池田町イタノ	0.032
勝浦郡勝浦町大字星谷	0.12
海部郡牟岐町大字灘	3.2
板野郡北島町中村	0.096
板野郡上板町七條	0.035
美馬郡つるぎ町半田	1.4
平 均 値	0.82

(注) 環境基準 (土壌) : 1,000pg-TEQ/g以下

(26) 公共用水域の水質及び底質中のダイオキシン類濃度 (水質 : pg-TEQ/L、底質 : pg-TEQ/g)

河川海域名	調査地点	水質測定結果	底質測定結果
吉 野 川	国見山橋	0.057	—
	祖谷口橋	—	0.075
母川	母川橋	0.090	1.7
穴喰川	中角大橋	0.067	0.40
県南沿岸海域	st-2	0.054	1.4
河川・海域全体の平均値		0.067	0.89

(注) 1 環境基準 (水質) : 1pg-TEQ/L以下

2 環境基準 (底質) : 150pg-TEQ/g以下

(27) 地下水質中のダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/L)

調査地点	測定結果
徳島市北田宮四丁目	0.055
阿南市横見町願能地東	0.055
阿波市市場町市場	0.061
海部郡海陽町櫛川	0.059
板野郡北島町鯛浜	0.055
板野郡上板町七條	0.055
平 均 値	0.057

(注) 環境基準 (水質) : 1pg-TEQ/L 以下

(28) ダイオキシン類排出基準〈排出ガスに係る特定施設及び排出基準値〉(単位：ng-TEQ/m³N)

ダイオキシン類については、平成11年度に「ダイオキシン類対策特別措置法」が制定され、対策が講じられています。ダイオキシン類対策特別措置法により、廃棄物焼却炉などダイオキシン類の主な発生源となる施設（特定施設）には排出基準が定められ、その設置者には届出や毎年1回以上のダイオキシン類の測定及び結果の報告が義務づけられています。

施 設 の 種 類		新設施設の 基準	既存施設の 基準
廃棄物焼却炉（処理能力が50 kg/時以上又は火床面積が0.5 m ² 以上）	4 t/時以上	0.1	1
	2 t/時～4 t/時	1	5
	2 t/時未満	5	10
焼結鉬用焼結炉		0.1	1
製鋼用電気炉		0.5	5
亜鉛回収用焙焼炉・焼結炉・溶鉬炉・溶解炉・乾燥炉		1	10
アルミニウム合金用焙焼炉・溶解炉・乾燥炉		1	5

(注) 既存施設：H12.1.15に現に設置されている施設

(29) 〈排出水に係る特定施設及び排出基準値〉(単位：pg-TEQ/L)

施 設 の 種 類	基準
●クラフトパルプ又はサルファイトパルプ製造用塩素系漂白施設 ●カーバイド法アセチレン製造用アセチレン洗浄施設 ●硫酸カリウム製造用廃ガス洗浄施設 ●アルミナ繊維製造用廃ガス洗浄施設 ●担体付き触媒の製造用焼成炉から発生するガスを処理する廃ガス洗浄施設 ●塩化ビニルモノマー製造用二塩化エチレン洗浄施設 ●カプロラクタム製造用硫酸濃縮施設・シクロヘキサン分離施設・廃ガス洗浄施設 ●クロロベンゼン又はジクロロベンゼン製造用水洗施設・廃ガス洗浄施設 ●4-クロロフタル酸水素ナトリウム製造用ろ過施設・乾燥施設・廃ガス洗浄施設 ●2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノン製造用ろ過施設・廃ガス洗浄施設 ●ジオキサジンバイオレット製造用分離施設・洗浄施設・熱風乾燥施設 ●アルミニウム又はその合金製造用焙焼炉・溶解炉・乾燥炉の廃ガス洗浄施設・湿式集じん施設 ●亜鉛回収用精製施設・廃ガス洗浄施設・湿式集じん施設 ●担体付き触媒からの金属の回収用ろ過施設・精製施設・廃ガス洗浄施設 ●廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設・湿式集じん施設及び灰ビット ●PCB関連の分解施設・洗浄施設・分離施設 ●フロン類の破壊用プラズマ反応施設・廃ガス洗浄施設・湿式集じん施設 ●下水道終末処理施設 ●上記施設からの排出水を処理する施設（下水道終末処理施設を除く）	10

(30) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の届出状況

〈排出ガスに係る特定施設〉施設名：廃棄物焼却炉

年 度	施 設 数	工場・事業場数
H13	276	216
H14	234	183
H15	222	177
H16	209	165
H17	198	159
H18	193	157
H19	185	149
H20	178	141
H21	174	137
H22	173	136
H23	167	135
H24	163	132
H25	150	117
H26	148	113
H27	139	107
H28	132	102
H29	126	97
H30	120	93
R1	116	91
R2	111	87
R3	108	85
R4	106	83
R5	108	84

(注) 施設数及び工場・事業場数は各年度末現在のものである。

(31) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の届出状況

施設名：漂白施設、廃棄物焼却施設の廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、汚水等を排出する灰ピット

年 度	施 設 数	工場・事業場数
R1	32	18
R2	32	18
R3	32	18
R4	32	18
R5	32	18

(注) 施設数及び工場・事業場数は各年度末現在のものである。

瀬戸内海環境保全特別措置法対象の事業場も含む。

(32) PRTR制度

化管法では、人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある等とされている649の化学物質を対象としており、事業者が当該化学物質やそれらを含有する製品を他の事業者に譲渡する際には、SDS（安全データシート）により当該化学物質の有害性や取り扱いに関する情報を提供することが義務付けられています。また、649物質のうち環境中に広く継続的に存在されるとされる515物質については、業種、従業員数、対象化学物質の年間取扱量等で一定の条件に合致する事業者に対して、環境中への排出量等を把握して都道府県知事を経由して国に提出することを義務付けています。この仕組みをPRTR制度といいます。

(34) 特定工場における公害防止管理者等の選任状況 (令和6年3月31日現在) (単位：人)

公害防止組織は、公害防止に関する業務を統括管理する「公害防止統括者」及び公害防止に関する技術的事項を管理する「公害防止管理者」、さらには一定規模以上の特定工場において、公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮する「公害防止主任管理者」からなり、それぞれ代理者の配置が義務づけられています。

			製造業		エネルギー 供給業		計	
選任特定工場数			95		6		101	
公害防止統括者			68	(66)	5	(5)	73	(71)
主任管理者			6	(6)			6	(6)
公害防止 管理者	大気 関係	第1種	1	(1)			1	(1)
		第2種	2	(2)			2	(2)
		第3種	17	(17)	6	(5)	23	(22)
		第4種	28	(27)			28	(27)
		計	48	(47)	6	(5)	54	(52)
	水質 関係	第1種	5	(5)	2	(2)	7	(7)
		第2種	12	(12)			12	(12)
		第3種	11	(11)			11	(11)
		第4種	25	(25)			25	(25)
		計	53	(53)	2	(2)	55	(55)
	特定粉じん 関係							
	一般粉じん 関係		27	(24)	3	(3)	30	(27)
	騒音関係		6	(4)			6	(4)
	振動関係		4	(3)			4	(3)
	ダイオキシン 関係		1	(1)			1	(1)
	合 計		139	(132)	11	(10)	150	(142)

- (注) 1 述べ人数
2 ()内は代理者数
3 市町村への届出も含む

第3節 資源の循環利用

(1) ごみ排出及びリサイクルの状況

県下におけるごみの排出及びリサイクルの状況は、以下のとおりです。

年度	24		25		26		27		28		29		30	
排出量(t)	277,243		274,147		274,702		269,984		264,003		261,858		261,417	
排出量 (g/人・日)	徳島県	全国	徳島県	全国	徳島県	全国	徳島県	全国	徳島県	全国	徳島県	全国	徳島県	全国
	962	964	959	958	968	947	957	939	945	925	946	920	954	918
リサイクル率 (%)	徳島県	全国	徳島県	全国	徳島県	全国	徳島県	全国	徳島県	全国	徳島県	全国	徳島県	全国
	17.3	20.5	16.8	20.6	16.9	20.6	16.6	20.4	16.7	20.3	16.8	20.2	16.6	19.9
年度	R1		R2		R3		R4							
排出量(t)	262,332		257,335		252,556		247,038							
排出量 (g/人・日)	徳島県	全国	徳島県	全国	徳島県	全国	徳島県	全国	徳島県	全国	徳島県	全国	徳島県	全国
	964	919	958	901	950	890	941	880						
リサイクル率 (%)	徳島県	全国	徳島県	全国	徳島県	全国	徳島県	全国	徳島県	全国	徳島県	全国	徳島県	全国
	16.0	19.6	16.5	20.0	16.6	19.9	16.2	19.6						

(2) 一般廃棄物処理施設整備状況(令和6年3月31日現在)

令和5年度末現在の県下の一般廃棄物処理施設の整備状況については、以下のとおりです。

①ごみ焼却処理施設 (※は、休止により現在は稼動していない施設)

設 置 者	所 在 地	処理方法	処理能力 (t/日)	使用開始年度
徳島市	徳島市論田町元開	全連続	190	S54
	徳島市国府町北岩延	全連続	180	H03
鳴門市	鳴門市瀬戸町堂浦	全連続	70	H20
小松島市	小松島市芝生町花谷	准連続	70	S58
阿南市	阿南市橘町土井崎	全連続	※ 120	H02
	阿南市橘町小勝	全連続	96	H26
吉野川市	吉野川市鴨島町森藤	機械化バッチ	※ 36	S59
美馬市	美馬市木屋平字川上	固定バッチ	※ 2	H07
石井町	名西郡石井町石井	機械化バッチ	30	S53
那賀町	那賀郡那賀町白石	機械化バッチ	※ 16	H07
那賀町	那賀郡那賀町蔭谷	機械化バッチ	6	H31
松茂町	板野郡松茂町豊久	機械化バッチ	20	H11
北島町	板野郡北島町太郎八須	機械化バッチ	26	S60
藍住町	板野郡藍住町富吉	准連続	30	S55
板野町	板野郡板野町松谷	機械化バッチ	※ 16	H02
中央広域環境施設組合	阿波市吉野町西条	全連続	120	H17
美馬環境整備組合	美馬市脇町字鴨地	准連続	72	H09
みよし広域連合	三好市池田町西山	准連続	50	S56
海部郡衛生処理事務組合	海部郡牟岐町内妻	機械化バッチ	50	S54
旭鉱石(株)	徳島市飯谷町枇杷の久保	全連続	41.06	H14
岸 小三郎	徳島市不動本町	全連続	90	H15
バンドウクリエート(株)	徳島市入田町月ノ宮	全連続	60.72	H16
大塚製薬(株)	徳島市川内町平石夷野	固定バッチ	5.54	H17
計17施設			1,207.32	※休止中6施設の処理能力を含まない

②粗大ごみ処理施設 (※は、休止により現在は稼動していない施設)

設 置 者	所 在 地	処理方法	処理能力 (t/日)	使用開始年度
鳴門市	鳴門市撫養町木津	破碎・圧縮	※ 30	S56
阿南市	阿南市橘町土井崎	破碎	※ 30	H02
	阿南市橘町小勝	破碎	5	H26
那賀町	那賀郡那賀町白石	破碎・圧縮	※ 6	H15
	那賀郡那賀町蔭谷		3	H31
松茂町	板野郡松茂町豊久	破碎・圧縮	9.5	H12
中央広域環境施設組合	阿波市吉野町西条	破碎・圧縮	13	H17
美馬環境整備組合	美馬市脇町字鴨地	破碎・圧縮	20	H09
みよし広域連合	三好市池田町西山	破碎・圧縮	15	S56
(株)三幸クリーンサービスセンター	徳島市丈六町山根	破碎・圧縮	43	H03
(株)三紅	徳島市飯谷町高良	破碎・圧縮	43	H03
計8施設			151.5	※休止中3施設の処理能力を含まない

③ 資源化等施設（前処理施設を含む）

設 置 者	所 在 地	処理方法	処理能力（t／日）	使用開始年度
徳島市	徳島市国府町北岩延	圧縮	30	H11
鳴門市	鳴門市瀬戸町堂浦	選別・破碎・圧縮	25	H20
阿南市	阿南市橘町小勝	選別・破碎・圧縮	19	H26
吉野川市	吉野川市山川町堤外	破碎・圧縮	4	S53
	吉野川市川島町桑村	選別・破碎・圧縮	4	H26
勝浦町	勝浦郡勝浦町棚野	破碎・圧縮	1	S53
佐那河内村	名東郡佐那河内村下	破碎・圧縮	0.5	S47
石井町	名西郡石井町浦庄	圧縮	3.9	H10
			0.5	H10
神山町	名西郡神山町阿野	破碎・圧縮	4	H08
那賀町	那賀郡那賀町白石	圧縮	※ 3	H15
	那賀郡那賀町蔭谷		3	H31
美馬環境整備組合	美馬市脇町新町	選別・破碎・圧縮	4	H14
みよし広域連合	三好市池田町西山	圧縮	10	H08
	三好市池田町大利	破碎・圧縮	17	H12
海部郡衛生処理事務組合	海部郡牟岐町内妻	破碎・圧縮	20	S54
徳島資源リサイクルセンター(有)	阿南市上中町中原	選別・破碎	15	H12
バンドウクリエート(株)	徳島市入田町月ノ宮	選別・破碎	25	H13
旭鉱石(株)	徳島市飯谷町枇杷の久保	破碎	38.56	H14
		破碎・圧縮	116.622	H18
(株)三幸クリーンサービスセンター	徳島市東沖洲	選別・破碎・加熱 圧縮・梱包	35	H18
		選別・破碎・圧縮 ・梱包	21	H16
徳島リサイクル工業(株)	美馬市脇町西赤谷	破碎	23.36	H16
(有)大塚クリーンリネス	阿波市阿波町北正広	破碎	80	R1
(有)徳島興産	徳島市論田町新開	破碎・選別	160	H18
(有)中野商店	徳島市佐古一番町	圧縮	80.08	H19
日進産業(株)	小松島市小松島町字北浜	圧縮	56	H19
ナルト紙料(株)	徳島市春日	圧縮	120	H19
(株)ヤングクリーン	徳島市論田町新開	破碎・圧縮	34.64	H19
(株)フジゲン	徳島市東沖洲	破碎・圧縮	105.6	H19
(有)長元商会	吉野川市山川町津由谷	破碎	8.136	H21
三宅生コン(有)	美馬市脇町馬木	減容固化	18.4	H17
新平和製紙(有)	徳島市南田宮	圧縮	72	H16
計32施設			1,155.298	※休止中1施設の処理能力を含まない

④ その他のごみ処理施設

設 置 者	所 在 地	処理方法	処理能力（t／日）	使用開始年度
徳島化製事業協業組合	徳島市不動本町	レンジリング処理	720	H13
徳島化製事業協業組合	徳島市不動本町	レンジリング処理	240	H16
徳島化製事業協業組合	徳島市不動本町	レンジリング処理	72	H16
徳島化製事業協業組合	徳島市不動本町	レンジリング処理	144	H17
計4施設			1,176	

(3) 産業廃棄物排出量（種類別） ※平成30年度実績

県の実態調査（平成30年度）による産業廃棄物の総排出量は、約284万tとなっています。

廃棄物名（種類）	数量（t）	構成比（％）
燃え殻	118,969	4.2
汚泥	1,020,845	35.9
廃油	27,101	1.0
廃酸	9,758	0.3
廃アルカリ	25,623	0.9
廃プラスチック類	42,064	1.5
紙くず	17,552	0.6
木くず	35,934	1.3
繊維くず	2,617	0.1
動植物性残さ	19,683	0.7
動物系固形不要物	6,318	0.2
ゴムくず	0	0.0
金属くず	45,484	1.6
ガラスくず等	16,167	0.6
鋳さい	154,505	5.4
がれき類	285,962	10.1
動物のふん尿	368,335	13.0
動物の死体	51	0.0
ばいじん	633,727	22.3
感染性廃棄物	12,939	0.5
合 計	2,843,635	100.0

(4) 産業廃棄物処理業許可状況（令和5年3月31日現在）

令和5年3月31日現在における県内で産業廃棄物の処理を行う業者は1,551業者です。

許 可 の 種 類	業者数
収集・運搬業	1,448
処分業（中間処理）	18
処分業（最終処分）	1
処分業（中間処理、最終処分）	0
収集・運搬業、処分業（中間処理）	80
収集・運搬業、処分業（最終処分）	1
収集・運搬業、処分業（中間処理、最終処分）	3
計	1,551

(5) 産業廃棄物処理施設（焼却施設及び最終処分場）の設置許可状況（令和5年3月31日現在）

令和5年3月31日現在における主な産業廃棄物処理施設（焼却施設及び最終処分場）の設置許可状況については以下のとおりです。

・焼却施設	16施設
・最終処分場	7施設
うち安定型最終処分場	4施設
埋立面積	48,130m ²
埋立容量	491,080m ³
うち管理型最終処分場	3施設
埋立面積	326,887m ²
埋立容量	3,821,058m ³

(6) リサイクル製品、3Rモデル事業所、エコショップの認定数（令和5年度末）

県内の優良な「リサイクル製品」や3Rに積極的に取り組む「3Rモデル事業所」、環境にやさしい取組みを行う「エコショップ」を認定し、その普及啓発を行っています。

リサイクル製品の認定	59品目
3Rモデル事業所の認定	43事業所
エコショップの認定	432店舗

第4節 平時と災害時に対応した廃棄物処理対策

(1) 徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定状況（令和5年3月31日現在）

産業廃棄物の処理に関し、高い遵法意識を持って適切な処理を行い、地球温暖化などの環境問題にも積極的に取り組む優良な産業廃棄物の処理業者を「徳島県優良産業廃棄物処理業者」として認定しています。

認定区分	認定者名	所在地
★★★	(株)旭金属	徳島市東沖洲一丁目12番地
★★★	旭鉱石(株)	徳島市飯谷町枇杷の久保13番地4
★★★	アサヒブリテック(株)	兵庫県神戸市東灘区魚崎浜町21番地
★★★	(株)イージーエス	愛媛県新居浜市新田町三丁目1番39号
★★★	(株)三幸クリーンサービスセンター	徳島市徳島本町二丁目16番地
★★★	四国合同通運(株)	阿波市吉野町五条字北原452番地の1
★★★	東條商事(株)	徳島市城東町一丁目1番5号
★★★	(株)徳島機械センター	徳島市丈六町森ノ木9番地1
★★★	徳島リサイクル工業(株)	阿波市阿波町五明141番地の1
★★★	バンドウクリエート(株)	徳島市入田町月ノ宮74番地2
★★★	バンドウリメーク(株)	徳島市入田町月ノ宮74番地2
★★★	三木資源(株)	徳島市昭和町八丁目27番地
★★	(有)あけぼの清掃	名西郡石井町高川原字天神177番地の3
★★	(有)荒木商店	徳島市渋野町楠木野旗9番地
★★	阿波バラス(株)	徳島県吉野川市鴨島町鴨島151番地の1
★★	(株)オオタ	徳島市西新浜町二丁目22番地
★★	(有)大塚クリーンリネス	阿波市阿波町北正広183番地
★★	(株)折口組	徳島県徳島市国府町和田字表1番地の7
★★	四国リサイクル(株)	名西郡石井町高川原字高川原1696番地の1
★★	津崎興産(有)	名西郡石井町藍畑字西覚円941番地
★★	徳島化製事業協業組合	徳島市不動本町三丁目1704番地の1
★★	徳建産業(有)	板野郡松茂町笹木野字八北開拓277番地
★★	(有)徳雄産業	徳島市国府町矢野708番地
★★	(株)日徳	阿南市橋町南新田10番地29
★★	(有)光エンテックス	徳島市応神町東貞方字西川淵87番地2
★★	(株)フジゲン	徳島市東沖洲二丁目35番地
★★	(株)丸八木村商店	吉野川市鴨島町鴨島652番地の1
★★	マルワ環境(株)	徳島市川内町平石夷野35番地の1
★★	宮崎基礎建設(株)	鳴門市大麻町三俣字津久田61番地1
★★	(有)リフレッシュ阿南	阿南市下大野町太平267番地の3
★★	(有)若木建設	徳島市津田海岸町1136番地2
★★	ワコウクリーンサービス(株)	徳島市中前川町五丁目1番地の254
★	(有)金村商店	小松島市赤石町4番13号
★	川瀬純平（羽ノ浦環境サービス）	阿南市羽ノ浦町中庄川ノ東167番地3
★	岸小三郎（四国メディカルトリートメントセンター、正和産業）	徳島市不動東町三丁目902番地の2
★	(有)ケイエムヤハタ	徳島市応神町古成字前須27番地9
★	(有)徳島興産	徳島県徳島市津田海岸町2番90号
★	松浦開発興業(株)	板野郡板野町大寺字岡ノ前155番地の3
★	(有)みどり清掃	徳島市南島田町三丁目21番地1
★	ミュージズ(株)	徳島市津田西町二丁目4番21

(注)

第3区分（★★★）：産業廃棄物の適正処理及び環境問題等に、特に積極的に取り組んでいる処理業者

第2区分（★★）：産業廃棄物の適正処理に積極的に取り組み、環境問題等にも取り組んでいる処理業者

第1区分（★）：産業廃棄物の適正処理に積極的に取り組んでいる処理業者

(2) 災害廃棄物発生量、津波堆積物発生量の推計（t）

	災害廃棄物発生量	津波堆積物発生量
徳島県合計	15,321,804	4,833,600

（注）徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次）、徳島県津波浸水想定を基に、「災害廃棄物対策指針 技術資料（環境省）」による推計方法により算出（平成27年3月徳島県災害廃棄物処理計画策定時点）

第5章 癒しの郷とくしま

第1節 多様な自然環境の保全とふれあいの創造

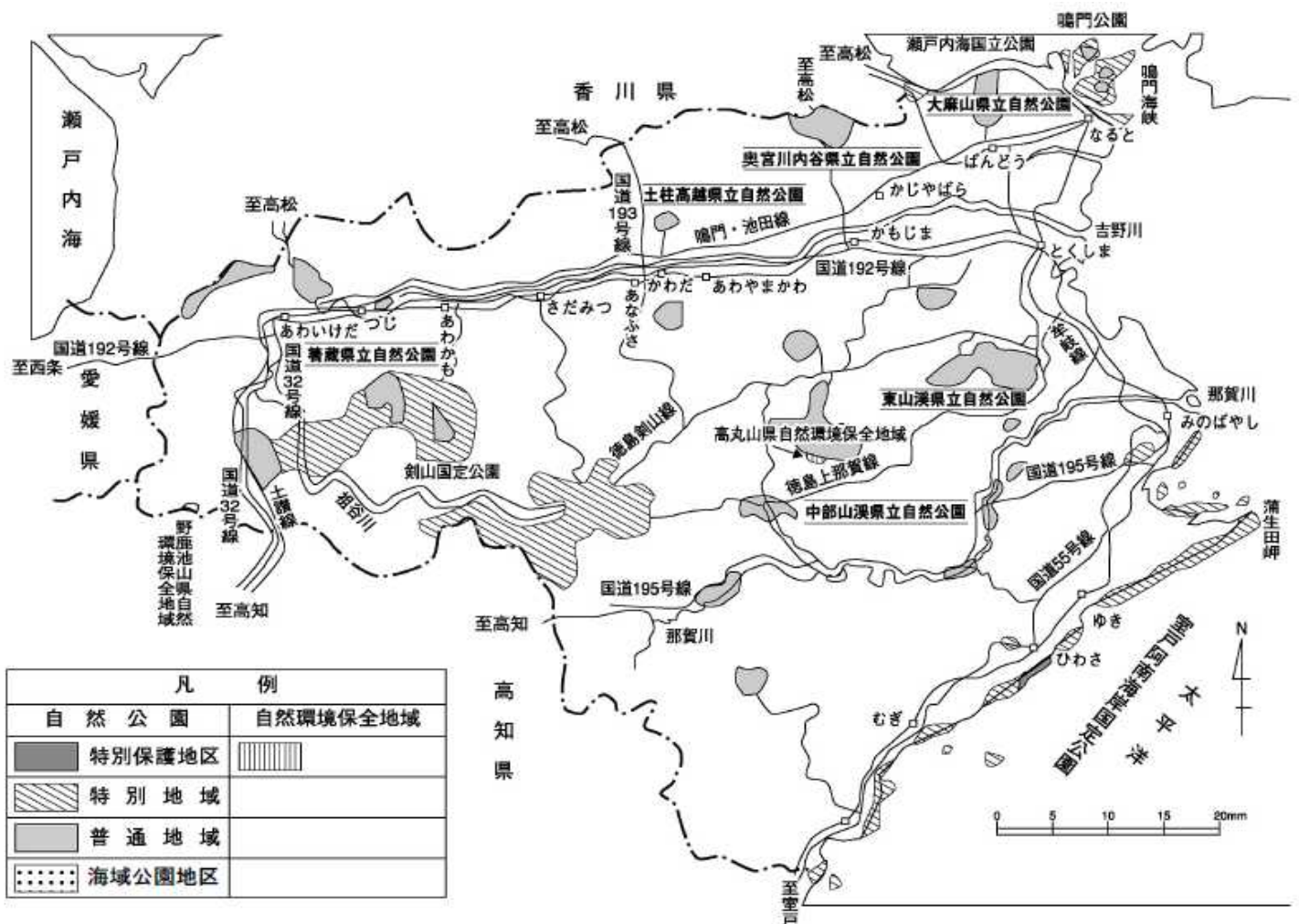
(1) 自然公園一覧 (単位：ha)

すぐれた自然の風景地を保護するため、国立公園、国定公園、県立自然公園及び自然環境保全地域（以下「自然公園等」という。）を次のとおり指定しています。

公園名	面 積							指定年月日
	特別保護 地 区	特別地域				普通地域	合計	
		第1種	第2種	第3種	計			
瀬戸内海 国立公園		2	680	199	881	657	1,538	昭和25年5月18日
小 計		2	680	199	881	657	1,538	
剣山国定公園		1,240	3,218	11,522	15,980	2,196	18,176	昭和39年3月3日
室戸阿南海岸 国定公園	92	64	1,480	2,087	3,631	22	3,745	平成17年7月8日
(阿波大島 海域公園地区)	(15.5)							昭和46年1月22日
(阿波竹ヶ島 海域公園地区)	(9.9)							昭和47年10月16日
小 計	92	1,304	4,698	13,609	19,611	2,218	21,921	
箸蔵県立 自然公園						1,183	1,183	昭和42年1月1日
土柱・高越 県立自然公園		4	79	244	327	1,091	1,418	平成17年4月1日
大麻山 県立自然公園						1,309	1,309	昭和42年1月1日
東山溪 県立自然公園			47	12	59	4,373	4,432	平成17年4月1日
中部山溪 県立自然公園			34	166	200	5,380	5,580	平成18年3月3日
奥宮川内谷 県立自然公園						1,325	1,325	昭和42年1月1日
小 計		4	160	422	586	14,661	15,247	
合 計	92	1,310	5,538	14,230	21,078	17,536	38,706	

<当初指定年月日>

瀬戸内海国立公園	昭和9年3月16日
室戸阿南海岸国定公園	昭和39年6月1日
土柱・高越県立自然公園	昭和42年1月1日
東山溪県立自然公園	昭和42年1月1日
中部山溪県立自然公園	昭和42年1月1日



(2) 自然環境保全地域 (単位: ha)

自然環境保全地域名	面 積			指定年月日
	特別地区	普通地区	合 計	
高丸山	20.5	8.5	29.0	昭和52年3月11日
野鹿池山	2.0	8.0	10.0	昭和57年1月29日
合 計	22.5	16.5	39.0	

(3) 自然公園内許可等件数 (単位: 件)

自然公園法、徳島県立自然公園条例及び徳島県自然環境保全条例に基づき、自然公園等の区域内においては、その区域の風致景観を保全するため、各種の行為（工作物の新改増築等、木竹の伐採、土石の採取等）の規制を加えています。国立、国定公園の特別地域内の行為については自然公園法施行規則第11条によって、許可、不許可の判断がなされており、大規模な開発行為（1 ha以上の面的広がりをもつ開発行為等）については、事前に環境に及ぼす影響について総合調査を行うこととされています。

自然公園別事項別	剣山国定公園	室戸阿南海岸 国定公園	県立自然公園	計
特別地域許可	21	22	0	43
特別保護地区許可	0	0	0	0
普通地域届出	0	0	3	3
特別地域内協議・普通地域内協議	4	1	0	5
特別地域内届出	0	1	0	1
計	25	24	3	52
公園事業認可・執行承認	0	0	0	0

(4) 森林資源の現況表

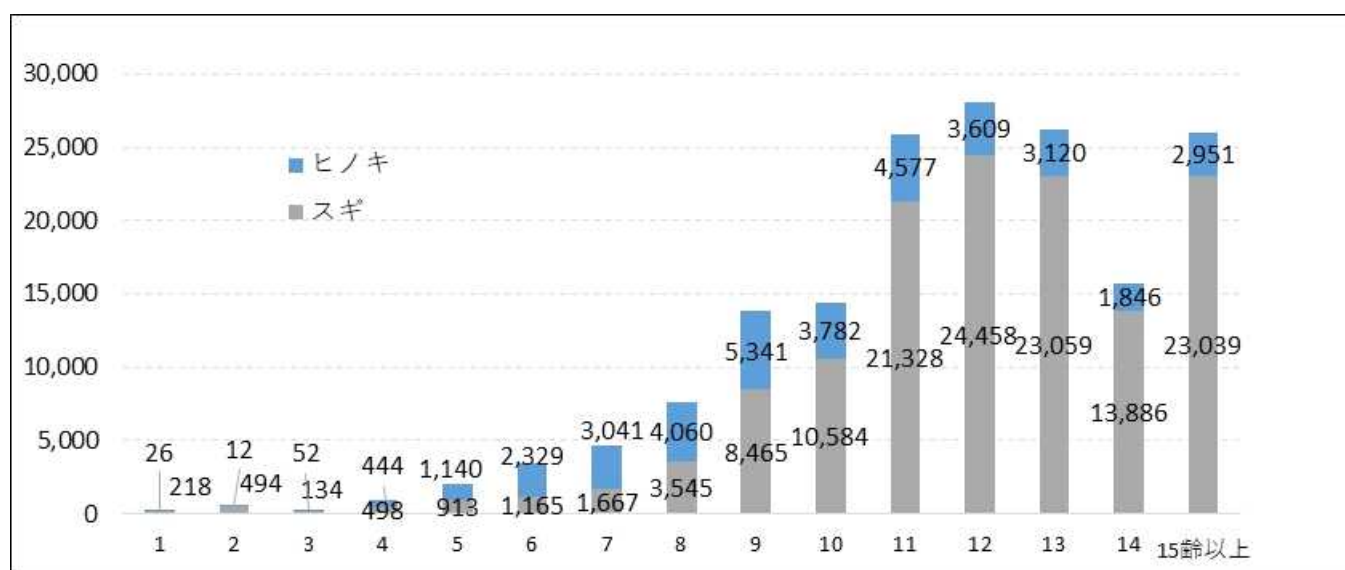
本県は、森林が県土の4分の3にあたる315千ヘクタールを占める森林県です。森林は、木材生産はもとより県土の保全や水資源のかん養など、私たちに様々な恵みをもたらしています。最近では、二酸化炭素の吸収・固定、保健・文化・教育的利用、野生動植物の生息の場としての期待も高まっており、こうした森林の持つ多面的機能の発揮が強く求められています。

森林面積(ha)								森林率 (%) 計	民有林の森林蓄積(千m³)		
国有林	公有林					私有林	計		人工林	天然林	計
	県	市町村	森林づくり 推進機構	その他	計						
18,600	5,858	9,589	10,062	13,198	38,707	257,529	314,871	76	106,978	12,937	119,915

資料：林業振興課「森林資源現況表」R6.3.31現在

※計画対象外森林が含まれているため、合計と一致しない。

(5) スギ・ヒノキ人工林齢級構成（民有林）



(6) 間伐実施面積の推移



(7) 保安林指定状況 (ha)

水源のかん養、災害の防止、環境の保全といった公益的機能が特に高い森林を保安林に指定し、計画的な保安林整備を進めています。

区分	保安林の種類	面積
国有林	水源かん養保安林	17,978
	土砂流出防備保安林	376
	小計	18,354
民有林	水源かん養保安林	81,892
	土砂流出防備保安林	14,889
	土砂崩壊防備保安林	180
	その他	2,362
	小計	99,143
合計		117,497

(8) 松くい虫の被害状況及び防除の推移

森林病害虫の被害は松くい虫によるものが多く、その被害材積は昭和56年度の37,340m³をピークに令和2年度は298m³と減少傾向にあるものの、防潮、防風、風致などの機能を持つ松林にあっては、その保全が求められています。

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
被害状況（材積：m ³ ）	531	426	281	305	167	283	306	205	298	345	380	468
地上散布（面積：ha）	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46
被害木駆除（材積：m ³ ）	110	100	127	161	111	197	213	167	231	263	256	239

(9) 徳島県版レッドリスト選定結果一覧

「徳島県の絶滅のおそれのある野生生物」を野生生物に関心を持つ多くの県民の方に活用していただくために、徳島県版レッドデータブック・普及版を動物編（平成14年）と植物編（平成15年）に分けて発刊しました。

カテゴリー		絶 滅		絶 滅 危 惧				準絶滅 危 惧	留意	計
		絶滅	野生 絶滅	Ⅰ 類		Ⅱ 類	小計			
				ⅠA類	ⅠB類					
分類群										
脊椎 動物	哺 乳 類	0	0	2	0	0	2	4	2	8
	鳥 類	1	0	9	19	32	60	29	11	101
	は 虫 類	0	0	0	2	1	3	4	1	8
	両 生 類	0	0	0	1	4	5	3	1	9
	淡水・汽水魚類	1	0	6	6	10	22	19	21	63
無脊椎 動物	昆 虫 類	3	0	9	31	53	93	31	4	131
	その他の無脊椎動物	0	0	9	19	15	43	33	31	107
維 管 束 植 物		13	4	377	174	146	697	94	74	882

(10) 指定について

平成18年3月に「徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例」を制定し、また同条例に基づき、以下のとおり指定種等を指定しました。（令和6年3月31日現在）

指定期日	指定内容	
	指定の種類	指定種名
平成19年9月7日	指定希少野生生物	アカウミガメ、オヤニラミ、スナヤツメ、クチキレムシオイ、キリシマイワヘゴ、ジンリョウユリ、レンゲショウマ、キレンゲショウマ、スズカケソウ
平成20年9月18日	指定希少野生生物	タカネバラ
	希少野生生物保護区	旭ヶ丸
平成22年9月24日	指定希少野生生物	チョウジソウ、キバナノセッコク、アワムヨウラン
平成24年3月30日	指定希少野生生物	オオクグ
平成30年2月15日	指定希少野生生物	ルイスハンミョウ
令和3年5月11日	指定希少野生生物	ナルトギセル

(11) 希少野生生物保護巡視員及び巡視団体

県内に生息・生育する希少野生生物の生息地等の巡視を行うため、巡視員等について県民から募集し、その中からふさわしい者を「希少野生生物保護巡視員」等に認定し、平成19年度からボランティアで、希少野生生物の生息地等の保護について協力いただいています。

巡視対象種名	巡視員（人）	巡視団体（団体数）
アカウミガメ	3	1
オヤニラミ	1	0
スナヤツメ	1	0
クチキレムシオイ	1	0
キリシマイワヘゴ	1	0
ジンリョウユリ	1	0
レンゲショウマ	1	0
キレンゲショウマ	1	0
タカネバラ	1	0
チョウジソウ	0	0
キバナノセッコク	0	0
旭ヶ丸希少野生生物保護区	0	0
計	11	1

(12) 令和5年度県設鳥獣保護区指定状況事由

鳥獣の保護を図るため、県民の理解のもとに県土の約6%にあたる53箇所26,244haを鳥獣保護区（国指定を含む）として指定し、その保護を図っています。

	指定目的	名 称	所 在 地	面積（ha）		存続期間
				保護区	特保地区	
更新	身近な鳥獣生息地	妙見山	鳴門市	170		R5.11.1～R15.10.31
更新	身近な鳥獣生息地	板野町東部	板野町	137		R5.11.1～R15.10.31
更新	集団渡来地	伊 島	阿南市	455	153	R5.11.1～R15.10.31
更新	森林鳥獣生息地	南阿波サンライン	美波町	110		R5.11.1～R15.10.31
更新	集団繁殖地	牟岐大島	牟岐町	170		R5.11.1～R15.10.31
		5箇所		1,042	153	

(13) 鳥獣保護区、同特別保護地区の指定状況（令和5年度末現在）

鳥獣保護区の区域内において、鳥獣及びその生息地の保護を図る上で特に重要な地域については、その生息環境を保全するために、22箇所2,499haを特別保護地区（国指定を含む）として指定し、立木の伐採、工作物の設置等の行為を規制しその保全を図っています。

区 分		県設鳥獣保護区 指定実績	同特別保護地区 指定実績	備 考
森林鳥獣 生息地	個所数	28	13	他に大規模生息地の保護区として、国指定剣山山系鳥獣保護区があります。 10,009ha（うち特別保護区1,006ha）
	面積	9,911ha	921ha	
集団渡来地	個所数	3	1	
	面積	643ha	153ha	
集団繁殖地	個所数	1		
	面積	170ha		
身近な鳥獣 生息地	個所数	19	7	
	面積	5,021ha	419ha	

希少鳥獣 生息地	個所数	1	
	面積	490ha	
計	個所数	52	21
	面積	16,235ha	1,493ha

(14) 特定猟具使用禁止区域の指定状況（令和5年度末現在）

狩猟による危険等の予防のため、都市地域、学校や住宅地に近接した山野等を特定猟具使用禁止区域（銃器）に、多数の人の入り込みのある山野等を特定猟具使用禁止区域（くくりわな）に指定しています。

事由	個所数	面積(ha)	備考
指定	11	9,458	存続期間 5 年
累計	68	41,303	

(15) 狩猟免許及び狩猟者登録状況（R5）（単位：人）

令和5年度における狩猟免許者数及び狩猟免許合格者数と狩猟者登録者数は、以下のとおりです。平成22年度から新規狩猟者の確保に向け狩猟免許試験の回数を増やすほか、試験日の休日開催を行っています。

免許の種類	狩猟免許者数	狩猟免許合格者数	狩猟者登録者数
網 猟	26		2
わ な 猟	1,874	116	1,218
第一種銃猟	1,070	33	797
第二種銃猟	43	5	45
計	3,013	154	2,062

(16) 令和2年度自然公園等の整備事業

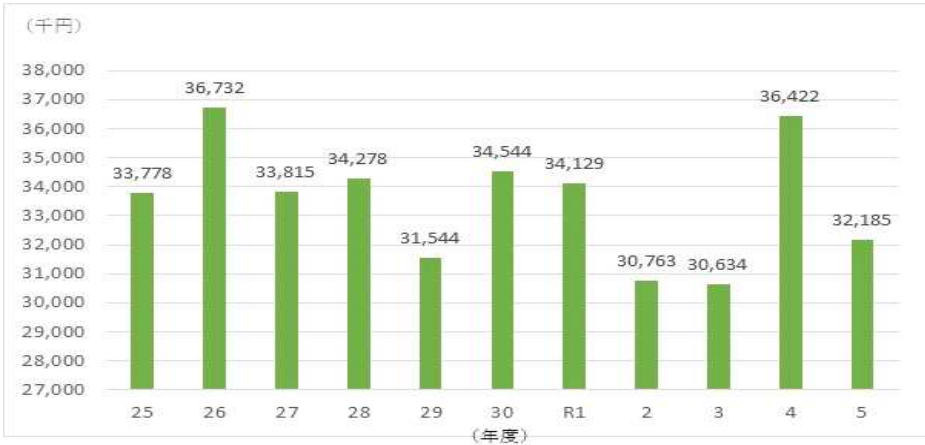
国立・国定公園の利用施設の整備等を、環境省自然環境整備交付金及び環境保全施設整備交付金により実施しました。

公 園 名	事 業 概 要	事業費(千円)
瀬戸内海国立公園	鳴門園地再整備事業	36,542
剣山国定公園	剣山縦走線再整備事業	35,883
室戸阿南海岸国定公園	蒲生田園地再整備事業	0
計		72,425

第2節 癒しの郷とくしまの創造

(1) 緑の募金の推移

緑豊かな生活環境と健全な森林づくりを推進するため、「緑の募金」の促進を図るとともに、身近な緑の保全活動等を通じて、緑や森林に対する県民の理解と協力意識の高揚に努めています。



緑の募金の推移

(2) 県営公園の設置状況 (令和6年3月31日現在)

都市公園は、身近な緑の創出、レクリエーションやスポーツの場、都市災害における安全性の確保など様々な機能を有する施設です。

本県では、鳴門・大塚スポーツパーク（鳴門総合運動公園）、むつみパーク蔵本（蔵本公園）など県営8公園を含め、272公園(カントリーパーク含む)が開設しています。

名称	所在地	供用面積 (ha)
むつみパーク蔵本（蔵本公園）	徳島市庄町	9.1
新町川公園	徳島市藍場町外	3.8
鳴門・大塚スポーツパーク（鳴門総合運動公園）	鳴門市撫養町立岩外	25.6
日峯大神子広域公園	徳島市大原町籠山外	62.4
文化の森総合公園	徳島市八万町向寺山外	28.7
鳴門ウチノ海総合公園	鳴門市鳴門町高島	22.5
月見ヶ丘海浜公園	板野郡松茂町豊岡	14.1
南部健康運動公園	阿南市桑野町桑野谷外	23.8
計		190.0

(3) 天然記念物等数 (令和6年3月31日現在)

本県における国・県の指定件数は、動物13件、植物62件、地質・鉱物11件であり、また、市町村指定の天然記念物の数も140件を超えています。その範囲は広域にわたっているものもあり、今後の保護行政の在り方は自然環境保全と密接に関連した重要な課題となっています。

		国指定	県指定	計
天然記念物	動物	10	3	13
	植物	11	51	62
	地質・鉱物	4	7	11
	計	25	61	86

名勝天然記念物	-	2	2
---------	---	---	---

(4) 風致地区の指定状況（令和6年3月31日現在）

風致地区は、都市における自然的環境を良好に保つために、樹林地、水辺等の自然的要素に富んだ地域等を都市計画法に基づき指定し、条例に基づき建築物その他工作物の建設や宅地造成、土地の開墾、建築物の色彩の変更、木材伐採等の行為に対し風致の維持のために規制を行っています。

都市名	風致地区の名称	面積（ha）	指定年月日	令和4年度中の許可等の件数			許可等事務
				許可	通知	協議	
徳島市	眉山	794	S46.10.15	4	0	1	徳島市
	城山	21	〃	0	0	0	徳島市
	小松	25	〃	0	0	0	徳島市
	日の峰大神子	182	〃	2	0	0	徳島市
小松島市	日の峰大神子	78	〃	1	0	0	小松島市
	旗山恩山寺	112	〃	2	0	0	小松島市
	金磯弁財天	8	〃	0	0	0	小松島市
計	6	1,220		9	0	1	

第3節 生物多様性のゆりかごとくしまの創造

(1) 生物多様性リーダー数

生物多様性に関する普及啓発を推進するための人材となる生物多様性リーダーを育成し、育成した人材には活動の場を提供しています。

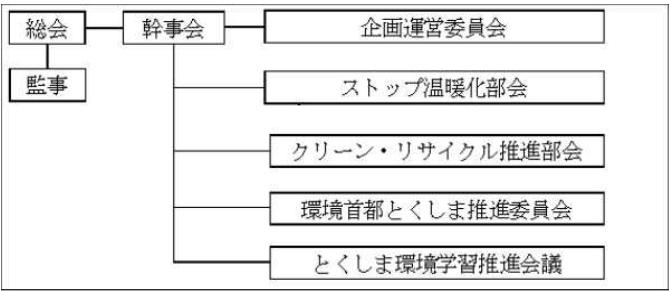
	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
生物多様性リーダー数（累計）	51人	60人	85人	93人	114人	124人	132人

第6章 みんなでつくる環境首都

第1節 県民による自主的な環境保全行動の促進

(1) とくしま環境県民会議

徳島県環境基本条例の基本理念を踏まえ、平成12年1月29日に「人と自然とが共生する住みやすい徳島」を実現するために、県民、事業者、行政の各主体が緊密な連携及び協力のもとで、それぞれの役割に応じて積極的かつ主体的に環境負荷の低減に向けた行動を実践することを目的として、「とくしま環境県民会議」が設立されました。



会員数	181
市民・民間団体等	53
事業者・事業者団体等	72
マスコミ等	4
行政機関	38
学識経験者	14

令和6年4月1日現在

(2) 県内のアドプト・プログラムの実施状況（令和6年3月31日現在）

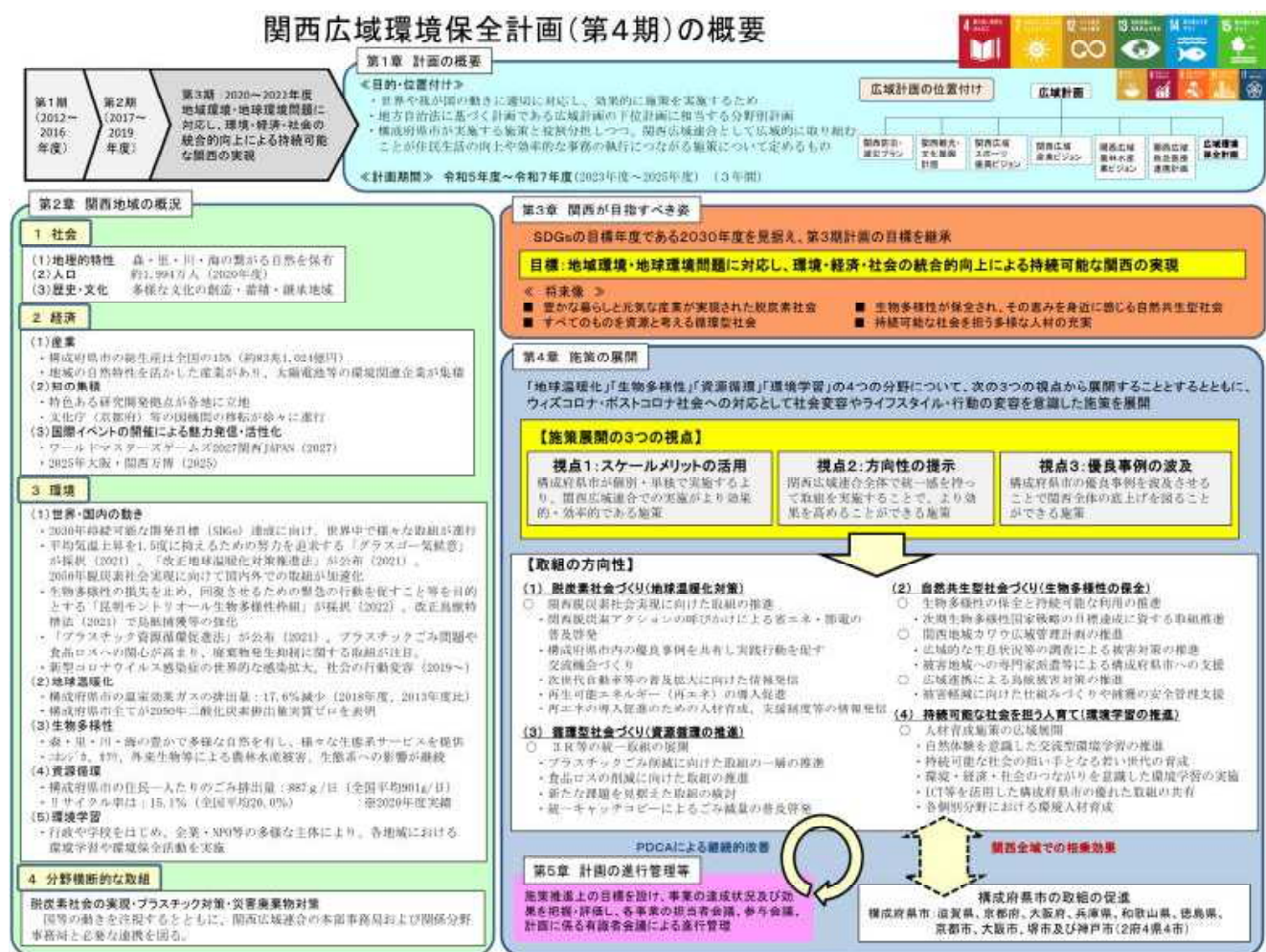
アドプトとは英語で“養子縁組”を意味する言葉で、この制度は、地元の企業や団体が、自分たちの周りにある道路や河川、公園といった公共物の一部を担当し、空き缶拾いなどの清掃活動を行うことで、きれいな環境を創り出そうとする、アメリカで考え出された制度です。アドプト活動は、子どもからお年寄りまで、誰もが簡単に参加できることから、ボランティアを始めるきっかけとなったり、ゴミ処理やゴミ袋の提供等については市町村や国・県など行政機関が役割分担することから、ボランティアをする住民と行政が互いに助け合いながら、地域をきれいにしたりするといった官民協働の取組として定着しています。

場所	団体数	登録人数(人)	コーディネーター
吉野川	129	12,900	吉野川交流推進会議
那賀川	26	902	アドプトネットワーク那賀川
県管理道路	256	5,542	徳島県県土整備部高規格道路課
県管理河川	59	2,595	徳島県県土整備部河川政策課
港湾	24	1,046	徳島県県土整備部港湾政策課
公園	8	142	徳島県県土整備部都市計画課
国管理道路	103	4,333	国土交通省徳島河川国道事務所

第2節 広域的な環境保全

(1) 関西広域連合における取り組み

関西広域連合では、世界や我が国の動きや社会情勢の変化等に対応し、効果的に施策を実施するため、関西広域環境保全計画（第4期）を令和5年3月に策定しました。計画期間は、これまでの計画の考え方を踏襲し、SDGsの大きな目標年にもなっている令和12年（2030年）を見据えつつ、広域計画の計画期間と整合を図ることとし、令和5年度から令和7年度までの3年間としています。



第3節 開発における環境配慮の実施

(1) 自然環境調査に基づく事業計画策定地区数

公共工事の実施にあたっては、環境の専門家からなる第三者機関として設置している「土木環境配慮アドバイザー」や「徳島県田園環境検討委員会」に指導・助言を求め、環境に配慮した事業の推進に取り組んでいます。

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
地区数	9	8	6	8	6	3	2	3	0	0	1
累計	9	17	23	31	37	40	42	45	45	45	46
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
地区数	1	5	2	5	2	2	3	5	3	2	3
累計	47	52	54	59	61	63	66	71	74	76	79

第4節 環境保全に関する調査研究及び情報発信の充実

(1) 公害の種類別苦情件数の推移 (単位：件)

本県では、県から一方的に情報提供するだけでなく、様々な媒体や機会を通じて環境情報の収集に努め、各施策に反映しています。県民の皆様がお困りの環境問題には迅速、かつ適切に対応する必要がありますので、県（環境管理課、環境指導課、各総合県民局）及び市町村に公害苦情相談窓口を設けて、対応しています。

年度	合計	典型 7公害	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音・振動			地盤 沈下	悪臭	典型 7公害 以外
						計	騒音	振動			
平成元年度	405	337	78	64	3	94	84	10	0	98	68
2	417	317	68	47	1	110	101	9	0	91	100
3	401	303	69	46	2	87	79	8	0	99	98
4	534	385	105	84	0	100	95	5	0	96	149
5	477	278	54	68	0	72	66	6	0	84	199
6	428	337	104	66	0	77	68	9	0	90	91
7	364	298	92	58	0	69	63	6	0	79	66
8	456	365	120	56	1	77	68	9	0	111	91
9	416	357	129	66	2	69	64	5	0	91	59
10	488	395	189	55	2	59	52	7	0	90	93
11	446	367	183	77	2	43	38	5	0	62	79
12	540	407	172	65	0	65	60	5	0	105	133
13	609	449	238	79	8	59	55	4	0	65	160
14	499	355	143	48	4	48	42	6	0	112	144
15	569	430	161	81	4	48	43	5	1	135	139
16	500	398	136	75	1	59	53	6	0	127	102
17	551	443	198	116	3	48	42	6	0	78	108
18	583	447	172	118	5	79	71	8	0	73	136
19	545	387	156	103	3	54	49	5	1	70	158
20	505	327	117	93	1	60	57	3	0	56	178
21	567	360	138	74	2	58	51	7	1	87	207
22	567	289	106	41	2	66	57	9	1	73	278
23	599	313	138	68	0	53	49	4	0	54	286
24	570	283	110	65	1	61	55	6	0	46	287
25	502	272	114	62	6	53	49	4	0	37	230
26	543	304	111	78	0	52	47	5	0	63	239
27	492	256	81	66	1	49	45	4	0	59	236
28	427	209	59	62	0	51	45	6	0	37	218
29	473	248	88	60	2	52	47	5	0	46	225
30	475	268	103	57	2	58	56	2	0	48	207
令和元年度	539	261	108	50	2	46	43	3	0	55	278
2	626	319	137	52	2	65	60	5	0	63	307
3	527	295	131	48	3	60	56	4	0	53	232
4	459	256	114	45	0	58	56	2	0	39	203
5	476	275	116	40	1	60	56	4	0	58	201

(2) 徳島県立保健製薬環境センター試験研究評価委員会の開催回数と評価課題数

徳島県立保健製薬環境センターでは、試験研究を効率的かつ効果的に実施するため、専門分野の異なる学識経験者等7名で構成される委員による試験研究評価を実施しています。評価結果は、試験研究が社会的ニーズを的確に反映したものになるよう、研究内容の改善、見直しに活かされています。また、評価内容については、徳島県立保健製薬環境センターホームページで公開しています。

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
実施回数	2	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1
評価課題数(合計)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
環境に関する課題数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

徳島県環境白書
～令和6(2024)年度～
令和7年3月

発行：徳島県生活環境部サステナブル社会推進課

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

電話：088-621-2334 ファクシミリ：088-621-2845

ホームページアドレス：<https://www.pref.tokushima.lg.jp/kankyo/kankoubutu>